

(仮称) 帯広市医師会看護専門学校

# 整備基本計画案

令和3年3月

一般社団法人帯広市医師会

## はじめに

帯広市医師会看護高等専修学校は、昭和28年8月に創立された帯広市医師会附属准看護婦養成所を前身とし、昭和56年4月には専修学校に切替え、高等課程(准看護師科)の教育を行い、令和2年4月には第68期の新入生を迎えた。

本校は准看護師になるために必要な専門的知識及び技術を修得するとともに、良識ある社会人として活動できる素地を養うことを目的に設立されている。十勝地方唯一の准看護師養成機関として今日までに3,200名を超える卒業生が巣立ち、十勝管内をはじめ全道各地において地域医療の向上に寄与し、医療の第一線で活躍している。

我が国の疾病構造や地域社会が変容するなか、看護師は、多様かつ複雑な患者の医療・生活ニーズに寄り添い、多職種と連携しながら患者のケアを中心的に担うとともに、補助的な医療行為を行うなどして、今後の医療では極めて大きな役割を担い、幅広い活躍が求められている。

一方、帯広・十勝の医療機関において、看護師の確保は医療機関の存続をも左右する切実な問題である。専門性の高い資格を有する看護師が求められている現在、帯広市医師会では、地域の医療機関の要望に応え、地域の看護師不足を改善するためにも、看護師3年課程養成所の設立をすすめることとした。

看護師養成所3年課程の設立は、故堀修司・前会長時代(平成21年～平成26年)からの懸案事項である。その後、平成29年4月に看護学校等検討委員会を、翌平成30年4月には看護学校調査委員会を設置して検討を進め、令和2年4月に看護師養成所3年課程準備委員会と準備室を開設した。この期間にあっては、長年にわたり看護高等専修学校担当理事として、看護師養成・育成を通して地域医療の向上に取り組んできた故真井康博・理事(平成15年～令和3年)が中心となり、看護師養成所3年課程の設立に向けて協議を重ねてきた。

看護師養成3年課程の設立は、この地域の医療・介護・福祉を支えるために、今後を見越しての看護師の需要に応えるという地域貢献に資する取り組みであり、学校が目指す教育方針に沿った教育が実現できる環境となるよう、教育計画及び施設・設備整備に関する基本的な考え方を整理するための検討を行っているところであり、令和3年3月時点の検討状況等を整備基本計画案として取りまとめするものである。

令和3年3月

一般社団法人帯広市医師会会長  
看護師養成所3年課程設立準備委員会委員長  
稻葉秀一

## 目 次

はじめに(計画策定にあたって)	
第1 設置の趣旨及び必要性	.....1
1 設置の趣旨	.....1
2 設置の必要性	.....5
(1)医療・看護をめぐる動向と求められるニーズ	
(2)北海道内高校卒業生等の看護師学校養成所への進学動向	
(3)看護職員需給見通し	
(4)地域課題への貢献	
第2 設置計画の概要	.....14
1 設置者の名称及び住所	.....14
2 設置しようとする養成所の名称及び位置	.....14
3 設置根拠	.....14
4 設置予定年月日	.....15
5 カリキュラムの種類等	.....15
6 入学資格	.....15
7 卒業時後の取得資格	.....16
第3 教育計画(案)	.....17
1 教育理念	.....17
2 教育目的	.....17
3 教育目標	.....17
4 教育課程	.....18
5 教育器具及び模型等	.....28
6 講義時間	.....29
7 選抜方法	.....29
8 学生の確保の取組状況	.....30
第4 土地及び建物、設備整備	.....32
1 土地	.....32
(1)整備用地の選定	
(2)整備用地の概況	
(3)整備用地に係る帯広市の支援	
(4)賃貸借契約	

2 施設整備	.....	40
(1)施設整備基本方針(粗案)		
(2)施設整備・諸室配置概要の検討		
(3)諸室配置平面図		
3 外構整備	.....	43
(1)駐車場		
(2)駐輪場		
(3)緑化		
4 概算建設工事費用	.....	44
第5 組織及び職員	.....	47
1 組織	.....	47
(1)養成所の長		
(2)組織		
2 職員	.....	48
(1)教員		
(2)事務職員		
3 教育活動等に関する自己点検及び自己評価	.....	49
(1)自己点検・自己評価		
(2)学校関係者評価及び第三者評価		
第6 学生負担金	.....	51
第7 財政収支計画	.....	53
第8 今後の主なスケジュール	.....	56

## 第1

# 設置の趣旨及び必要性

### 1

## 設置の趣旨

設置者である帯広市医師会は、昭和24、5年ごろに当時の厚生病院長が「帯広を中心とする医療界に看護婦の不足が予知される」との情報に接して医師会長に具申したことを端緒とし、附属の准看護婦養成所をつくろうとする機運が兆し、当時の理事会並びに総会に提案したことを経て、昭和28(1956)年8月に帯広市医師会附属准看護婦養成所を設立した。

准看護婦(師)制度は、女性の高校進学率が低い状況(昭和25年全国学校基本調査に基づく通信制課程を除く高等学校等進学率36.7%)のもとで、高卒以上が条件である看護婦(師)国家試験を受ける資格を持たない者も多かったため、看護婦(師)不足になることが懸念されていたことから、戦後の看護需要に対応しその不足を補うものとして、昭和26(1951)年の保健婦助産婦看護婦法の一部改正により創設されたものである。

准看護婦(師)は、昭和55(1980)年までは看護職員就業者数のほぼ半数を占め、その後も極端に減少することなく、医療現場の担い手となって推移している。現在においても、十勝三次医療圏では全職員の4分の1に相当する約1千人の准看護師が就業している。

看護師・准看護師就業状況<平成30年12月末・常勤換算>

	看護師	准看護師	合計
道南	5,023.0人	1,772.8人	6,795.8人
道央	39,287.4	8,056.5	47,343.9
道北	6,888.5	2,031.9	8,920.4
オホーツク	2,356.7	1,164.6	3,521.3
十勝	3,072.6	998.8	4,071.4
釧路・根室	2,961.2	797.4	3,758.6
北海道合計	59,589.4	14,822.0	74,411.4
全国合計	1,124,151.7	267,306.9	1,391,458.6

十勝・帯広における看護師養成の沿革においては、保健婦助産婦看護婦法の制定や准看護師制度の創設に先だち、昭和18(1943)年4月に日本医療団帯広療養所(現在の国立病院機構帯広病院)が看護婦養成所を併置して業務を開始したほか、昭和37(1962)年には財団法人志田病院(現在の公益財団法人北海道医療団)が十勝准看護学院を開校したとの記録がある。

昭和45(1970)年に十勝20市町村(当時)で構成する一部事務組合が設置する帯広高等看護学院の看護婦科(1学年定員30名)が開校したほか、昭和47(1972)年には財団法人志田病院が十勝看護学院を、また道内各地における基幹病院の運営母体である社会福祉法人北海道社会事業協会が設置者となって帯広すずらん高等看護学院(現在は北海道社会事業協会帯広看護専門学校)を開設し、看護師の量的供給体制は拡充された。

一方で、昭和47(1972)年3月には日本医療団帯広療養所看護婦養成所を改組した国立療養所帯広病院附属准看護学院が、また十勝准看護学院を改組した十勝衛生学院が同年5月に閉校したほか、帯広すずらん高等看護学院は平成4年度に現在の北海道社会事業協会帯広看護専門学校に名称を変更して3年課程へ移行した。

この間にあって、帯広市医師会附属准看護婦養成所は、昭和51(1976)年の学校教育法改正によって新しい学校制度として創設された専修学校に切替え(昭和56年4月)を行い、名称も帯広市医師会看護高等専修学校として、今日に至るまで高等課程(准看護師科)の教育を実施している。

現在は、看護師課程として帯広高等看護学院(学年定員45名)及び北海道社会事業協会帯広看護専門学校(学年定員30名)が設置されているほか、帯広市医師会看護高等専修学校(学年定員40名)が唯一の准看護師養成所として、十勝・帯広地域の歴史において最も長い期間にわたり准看護師の養成を行うなかで、地元への定着率が非常に高く、管内の中核病院をはじめ、有床・無床診療所、療養型病院、中小病院、精神科病院、介護・老健施設などで大きな役割を果してきたものとして評価されている。

名 称	開 設 年	設 置 者	学科名	学年定員
帯 広 市 医 師 会 看 護 高 等 専 修 学 校	昭 和 2 8 年	一 般 社 团 法 人 帯 広 市 医 師 会	准看護師科	4 0 人
十 勝 圏 複 合 事 務 組 合 帯 広 高 等 看 護 学 院	昭 和 4 7 年	十 勝 圏 複 合 事 務 組 合 (特別地方公共団体)	看 護 学 科 (3年課程)	4 5 人
北 海 道 社 会 事 業 協 会 帯 広 高 等 看 護 専 門 学 校	昭和45年(2年課程) 平成4年(3年課程)	社 会 福 祉 法 人 北 海 道 社 会 事 業 協 会	看 護 师 科 (3年課程)	3 0 人

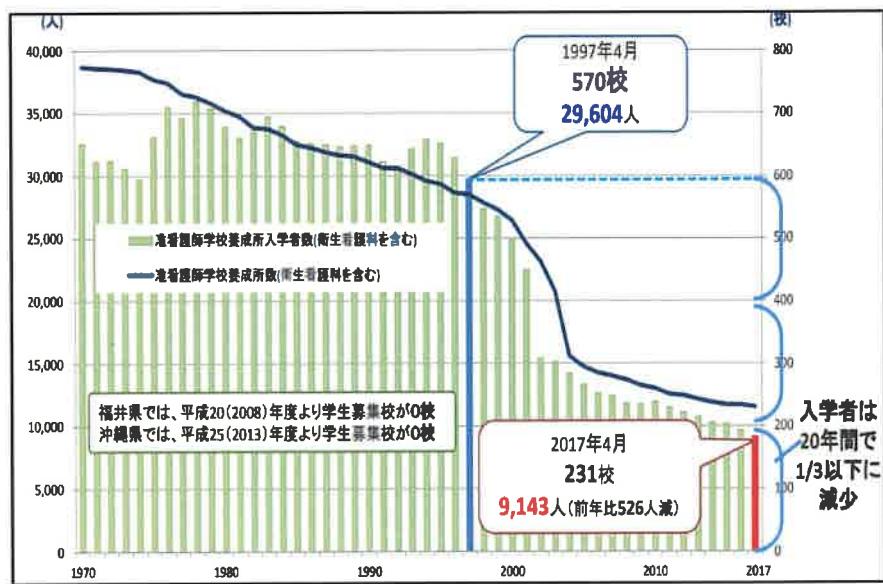
このように、十勝・帯広の看護師養成所は、地域における住民や医療現場からの要望を背景に、目的や学年定員を変更するなどの対応を図りながら、幾多の変遷を辿ってきたが、この地域の慢性的な看護職員不足の改善には至っていないのが現状で、准看護師の養成を行う帯広市医師会看護高等専修学校もその役割を必ずしも十分に果たしているとはいえない状況にある。

厚生省(当時)が設置した「准看護婦問題調査検討会」が平成8(1996)年12月20日に取りま

とめた報告書では、准看護婦(師)について「医療や福祉等の現場で活躍し、地域医療の向上に大きな役割を果たしている」と評価しつつも、21世紀に向けた准看護婦(師)養成のあり方として、「准看護婦養成所は、このままではいずれ入所志願者の減少により運営自体が成り立たなくなる可能性が高いため、魅力ある看護職員の養成課程に変革をしていく必要がある」として、「この問題の解決の道として、関係者の努力により現行の准看護婦養成課程の内容を看護婦養成課程の内容に達するまでに改善し、21世紀初頭の早い段階を目指して、看護婦養成制度の統合に努めること」を提言した。

その後、国においては、「看護婦養成制度の統合に努める」との提言を受けて、平成10年3月に「准看護婦の資質の向上に関する検討会」が設置され、精神看護の創設などによる総時間数の増加などが図られたが、その後の看護基礎教育に関する懇談会、検討会などにおいては、大きな変遷を見る取り組みとはなっていない。

実際には、厚生労働省が毎年実施する「看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査」を基に公益社団法人日本看護協会が作成した資料「准看護師養成の推移」によると、平成8年の報告書による提言を境に、准看護師養成所の設置数・定員が顕著に減少を示している。



なお、令和2年度「看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査」に基づく看護師及び准看護師学校養成所の設置状況は、次のとおりである。

		学 校 数	1学年定員	総 定 員
3 年 課 程 (大学・短期大学)	全 国 合 計	310 校	26,208 人	103,340 人
	うち北海道	13	1,030	4,081
3年課程(専修学校・各種学校等)	全 国 合 計	551 校	28,122 人	85,476 人
	うち北海道	36	1,637	4,851
2年課程(短期大学・専修学校等)	全 国 合 計	149 校	9,089 人	21,354 人
	うち北海道	6	445	1,005
5 年 一 貫 課 程	全 国 合 計	79 校	4,259 人	20,655 人
	うち北海道	2	120	600
准看護師課程	全 国 合 計	208 校	9,316 人	19,472 人
	うち北海道	6	256	512

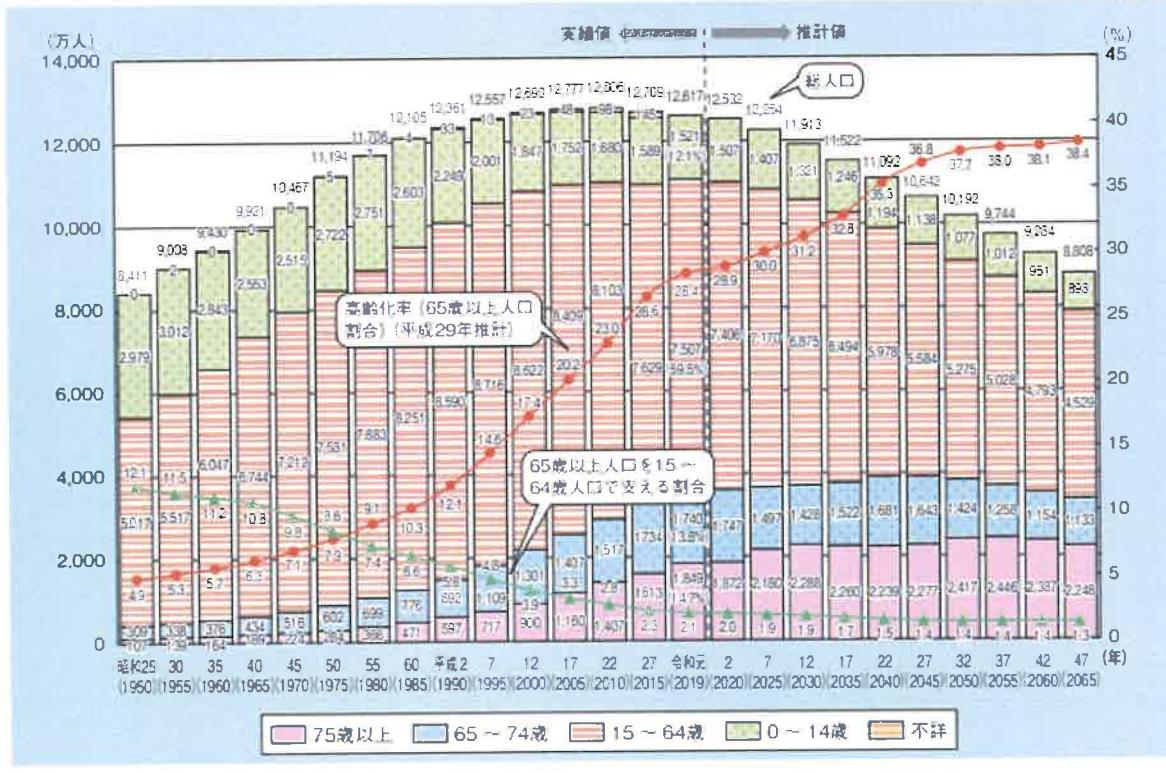
十勝・帯広地域の慢性的な看護職員不足の改善には至っていない現状の一方で、専門性の高い資格を有する看護師が求められる現在、准看護師よりも看護師を募集する医療機関が大病院に限らず中小病院でも増えている背景があり、十勝・帯広においても例外ではない。

そこで、帯広市医師会では地域の医療機関の要望に応え、地域の看護師不足を改善するため、現在の准看護師養成所を閉校し、看護師養成所3年課程の開設を目指すこととしたものである。

救急医療をはじめ、地域が求める医療体制を持続可能なものとしていくためには、医師のみならず看護師確保が不可欠かつ地域における喫緊の課題である。このため、看護師を地元で養成し、地元就職・定着を図ることは、地域の共通課題に対して必要な取り組みであるとともに、公共的な役割を担うものである。

## (1) 医療・看護をめぐる動向と求められるニーズ

わが国においては、少子化の進行によって、平成12(2008)年をピークに人口が減少に転じるとともに、急速な高齢化が進展している。65歳以上の人口は、現在3,000万人を超えており(国民の約4人に1人)、2042年に約3,900万人でピークを迎える。その後も、75歳以上の人口割合は増加し続けることが予想される中、団塊の世代(約800万人)が75歳以上となる2025年(令和7年)以降は、国民の医療や介護の需要が、さらに増加することが見込まれている。



このため、厚生労働省においては、2025年(令和7年)を目指して、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援という目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進している。

地域包括ケアシステムにおいて、患者をはじめとする対象のケアを中心に担う看護職員の就業場所は、医療機関に限らず在宅や施設等へ拡がっており、多様な場において、多職種と連携して適切な保健・医療・福祉を提供することが期待されるとともに、対象の多様性・複雑性に対応した看護を創造する能力が求められる。

こうした地域包括ケアシステムの一翼を担う看護職員については、看護課題の優先順位の判断や根拠に基づき対象者の状況に応じた看護の計画、看護チーム内における看護師の役割と責任の理解、看護の質の向上に努める必要性の理解などを到達目標とする看護基礎教育を修了する看護師の養成が重要となっているものである。

平成29(2017)年全国患者調査によると、65歳以上の入院・外来(歯科を含む。)を合わせた患者数は全世代の54.2%を占めており、高齢者人口の増加に伴い、人口減少時代にあっても医療提供体制の充実・強化はますます重要性を増していく課題である。

	入 院			外 来			
	総 数	病 院	一般診療所	総 数	病 院	一般診療所	歯科診療所
総 数	1,312.6 人	1,272.6 人	39.9 人	7,190.9 人	1,630.0 人	4,213.3 人	1,347.7 人
男	599.4	588.0	11.4	3,053.7	761.4	1,733.4	558.9
女	713.2	684.7	28.5	4,137.3	868.7	2,479.9	788.7
0~14歳	27.5	26.7	0.7	707.3	91.6	522.4	93.2
15~64歳	322.8	311.4	11.4	2,820.8	623.9	1,556.4	640.6
65歳以上	960.9	933.3	27.7	3,644.8	913.1	2,122.8	609.1
不詳	1.4	1.2	0.2	18.1	1.4	11.8	4.8
75歳以上	698.8	675.8	22.9	2,080.3	519.8	1,255.3	305.1

十勝・帯広(北海道十勝総合振興局管内1市16町2村)においても人口減少は顕著で、国立社会保障・人口問題研究所の推計(平成30(2018)年推計)でも、平成27(2015)年を基準値とした場合、令和27(2045)年には79.7%に減少すると見込まれている。こうした傾向にあっても、65歳以上の高齢者人口は令和22(2040)年前後まで実数が増加するものと見込まれ、全人口の減少と相まって高齢化率は40.0%に達する。とりわけ、75歳以上人口比率は10.2ポイント上昇(24.9%)し、約71,800人と推計されている。

高齢化の進展と合わせ、高齢者の一人暮らしや夫婦のみ世帯も増加し、支援を必要とする高齢者の増加が予想される。十勝の人口の49.7%を占める中心都市・帯広市では、令和7(2025)年の65歳以上人口に占める要介護認定割合は22.7%(約11.6千人)で、平成26年から約23千人増加すると見込んでいる。

全国的に看護職員における看護師・准看護師の役割が見直されるなか、十勝・帯広地域における准看護師の割合は24.5%(平成30年12月末)であったが、ここ数年の新規採用動向では准看護師が際立って減少してきている。一般社団法人帯広市医師会が「病床機能報告制度による医療機能別の病床数(許可病床ベースと稼働病床ベースの比較)」に掲載されている十勝圏域の病院と有床診療所44ヶ所に依頼して、36医療機関から回答を得た「看護師採用

人数に関するアンケート」によると、過去3年間(4月採用者)平均して看護師が89.3%に達しており、医療現場においても看護師採用の意向が圧倒的であることが窺える。

年 度	正看護師採用		准看護師採用	
	正 規 職 員	非 正 規 職 員	正 規 職 員	非 正 規 職 員
平成27年度	139人	7人	13人	1人
平成28年度	142	12	16	4
平成29年度	154	4	19	2
3ヶ年合計	435	23	48	7
	(84.8%)	(4.5%)	(9.3%)	(1.4%)

医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で暮らし続けたいという願いに応えるため、訪問診療や訪問看護等がいつでも必要な時に受けられる在宅医療体制の充実が求められている。そのため、北海道十勝地域では北海道地域医療構想、北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画(平成30年度から第7期)等に基づき、高度急性期から慢性期までの病床の機能分化や在宅医療の推進、さらに一連のサービスを切れ目なく提供するための医療・介護連携や地域包括ケアシステムの推進に取り組んでいる。

このような背景のなか、高度急性期医療や在宅医療、地域包括ケアシステムなど、多様な場で質の高いケアを提供できる実践力をもった看護職員の育成が求められている。

## (2) 北海道内高校卒業生等の看護師学校養成所への進学動向

北海道医務薬務課が令和元(2019)年12月に公表した「令和元年度看護師等学校養成所の状況」によると、平成31年4月時点の入学者3,238人(保健師課程及び助産師課程を含まない)のうち、看護系大学入学者は13校で1,107人であり、このうち高等学校卒業を学歴とする入学者の内訳は1,102名である。また、3年制看護師養成所は36校、入学者数は1,477人で、このうち高等学校卒業を学歴とする入学者の内訳は1,407名となっている。

全国的に看護師学校養成所が増加する中、その牽引力となっているのは4年生大学及び3年課程養成所である。とりわけ4年制看護大学は、「看護師等の人材確保の促進に関する法律」の施行(平成4年6月)等を契機に増加し、看護職を目指す学生においても大学進学志向が高まっている。

北海道においても、この10年間で3校増え、学年定員も290人増加していることから、看護職を目指す高校生の4年制看護大学への進学者が増加し続けているなかにあっても、依然として、看護師3年課程(5年一貫校を含まない)入学者は半数近く(47.3%)を占めている。また、一般教育学歴

が高卒者2,980人のうち47.2%が看護師3年課程に入学している。なお、看護師3年課程における高卒者1,407人に対して、年齢別では20歳未満が1,325人(94.2%)に留まることから、社会人入学を含めた過年度卒業生が1割近くに上るものと見られる。

二次・三次医療圏である十勝・帯広地域における看護師3年課程の学年定員は75人(平成31年4月時点)であり、平成27年国勢調査人口に基づく人口10万人あたり学年定員はわずか21.8人である。これは、北海道平均(49.3人)の半分以下の水準であり、三次医療圏別で最低であるばかりでなく、看護師養成所が設置されていない医療圏を除いて、二次医療圏においても最低である。

人口10万人あたり学年定数が低いことが要因となり、十勝・帯広地域においては、看護職員を志す人たちの地元進学機会が確保されていない深刻な状況が生じている。

「令和元年度看護師等学校養成所の状況」によると、平成31年4月に道内の看護師学校養成所(保健師課程及び助産師課程を含まない)に入学した十勝圏域卒業生182人のうち十勝圏域に入学した者は98人である。大学等も含めた「自給率」は43.6%で、6圏域中最低であり、十勝・帯広地域の看護師及び准看護師養成所の学年定員は115人であることから、道央圏域への進学意向はあるものの、100人近くが十勝圏域外に就学の機会を求めざるを得ない状況が如実である。

三次 医 療 圏 (振興局別)	看 護 師 養 成 定 員	(単位:人)	
		人口10万人当たり	
		令和2年	平成27年
道 南	230	55.90	51.96
渡 島	190	50.26	46.94
樽 山	40	119.89	105.62
道 央	1,679	50.58	49.82
石 犬	1,167	48.70	49.13
後 志	30	15.10	13.92
空 知	192	68.30	62.27
胆 振	260	68.31	64.72
日 高	30	47.59	43.47
道 北	360	61.74	58.17
上 川	360	75.23	71.51
留 萌		0.00	0.00
宗 谷		0.00	0.00
オホーツク	170	62.08	57.91
十 勝	75	22.59	21.84
釧 路 ・ 根 室	140	47.85	44.71
釧 路	140	63.22	59.19
根 室		0.00	0.00
全 道	2,654	50.92	49.31

帯広市医師会では、令和元(2019)年5月に十勝総合振興局管内22ヶ所の高等学校に「看護系の学校を志望する生徒に関するアンケート」への協力を要請し、19校から回答を得た(回答率86.4%)。

このアンケートを集計したところ、過去3ヶ年に卒業した高校3年生で看護系の学校を志望した生徒数は平均163.7人で若干、減少する傾向を示している。志望者のうち、実際に看護系の学校に進学した生徒数は平均155.0人であり、帯広市内の看護学校へ進学した者は平均75.0人(48.4%)である。これに対して、大学へ進学した者は平均40.3人(26.0%)であり、十勝圏域外への流出は否めないが、帯広市以外の看護学校へ進学した者が平均37.7人(24.3%)に達している。

	看護系の学校を志望した生徒数		左記のうち、実際に看護系の学校へ進学した生徒数			
			大 学	市 内 看護学校	市 外 看護学校	そ の 他
平成28年度	171	161	43	80	37	1
平成29年度	161	152	40	71	37	4
平成30年度	159	152	38	74	39	1

卒業時における就業動向については、同じく「令和元年度看護師等学校養成所の状況」によると、十勝圏域の看護師及び准看護師養成所の卒業者数は96人であるが、進学者数は16人と多く、その比率は16.7%で他の圏域に対して格段に突出して高い。進学には看護師養成所から大学への編入や保健師課程、助産師課程への進学も含まれるが、帯広市医師会看護高等専修学校卒業者が11人である。進学者数の多さに反比例して、卒業者の就業比率(80.2%)は6圏域中最低であるが、地元圏域の就業率は全道平均を上回り、道央圏域等と肩を並べていることから、地元圏域の看護師資格取得希望者を圏域内で着実に養成し、圏域の有用な人財として輩出していくことが、極めて重要な課題である。

### (3)看護職員需給見通し

北海道ではこれまで、看護職員の確保と「地域偏在の解消」の推進に向け、養成確保、就業定着(離職防止)、再就業促進、人材育成を基本の柱とし、看護職員を目指す方や看護職員の方、医療機関、看護職員養成機関に対する施策に取り組み、看護職員数は順調に増加している。

令和元年11月に北海道保健福祉部が策定した第8次看護職員需給推計では、看護職員の需要数は、平成27(2015)年の80,592人から令和7(2025)年には86,421人へと5,829人(7.2%)増加すると見込まれている。一方、供給数は、平成27(2015)年の78,869人から令和7(2025)年には85,005人へと6,136人(7.8%)増加すると見込まれ、平成27年から令和7年までの10年間の看護職員の需給見通しでは、需給ギャップは307人縮小すると見込まれるもの、1,416人不足すると推計されている。また、二次医療圏別でも十勝医療圏は、令和7(2025)年の需要数4,742.7人に対して平成30(2018)年の就業者数4,420.7人で322人の不足が見込まれており、オホーツク圏、十勝圏及び釧路・根室圏で構成される北海道東部エリアにおいて不足数は最多である。

北海道東部エリア3医療圏における看護職員需給推計及び主な医療機関・介護サービス事業等

		看護職員需要合計	医療分野 病院・有床診療所(一般病床、療養病床、精神病床)、無床診療所	在宅・介護分野 訪問看護事業所、介護保険サービス、社会福祉施設	その他 保健所、都道府県・市町村、助産所、看護師等養成所・研究機関、事業所、その他
オホ一ツク圏	2018年就業数	3,836.0人	2,914.9人	604.9人	316.2人
	2025年就業数	3,958.9	2,809.9	800.4	348.6
	差引過▲不足	▲122.9	105.0	▲195.5	▲32.4
釧路・根室圏	2018年就業数	4,020.6人	3,310.6人	444.1人	265.9人
	2025年就業数	4,292.3	3,288.4	707.9	296.0
	差引過▲不足	▲271.7	22.2	▲263.8	▲30.1
十勝圏	2018年就業数	4,420.7人	3,557.6人	567.9人	295.2人
	2025年就業数	4,742.7	3,545.4	858.6	338.7
	差引過▲不足	▲322.0	12.2	▲290.7	▲43.5

また、厚生労働省がまとめた平成30年衛生行政報告例(就業医療関係者)によれば、全国で40歳以上の看護師及び准看護師数は91万1千人余で全就業者数の59.8%に及ぶとされている。向こう25年間平均して毎年3万6,400人余(2.39%)が65歳に到達することから、定年延長等を加味しても、相当数の退職看護師を補充していく必要があると見込まれる。

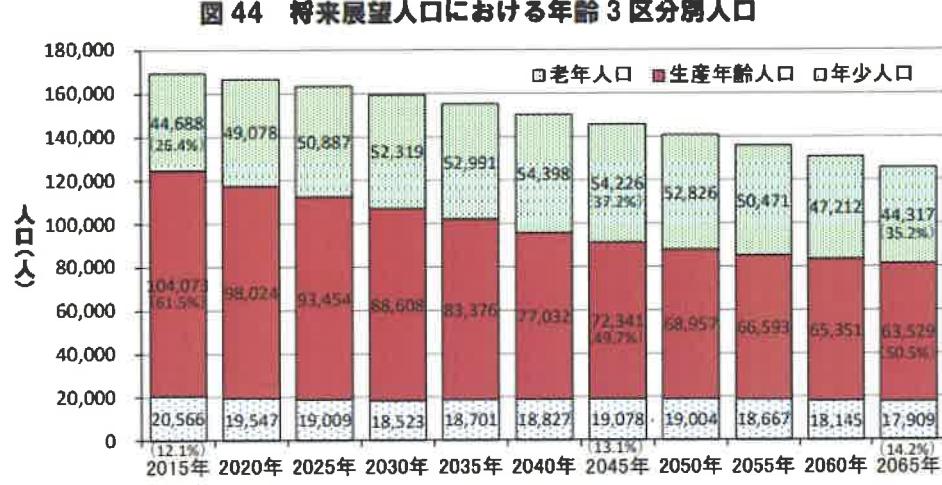
	実人員(平成30年末現在)			構成比
	看護師	准看護師	合計	
総 数	1,218,606人	304,479人	1,523,085人	100.000%
25歳未満	103,446	7,699	111,145	7.297
25～29歳	154,222	8,971	163,193	10.715
30～34歳	140,543	14,725	155,268	10.194
35～39歳	157,790	24,529	182,319	11.970
40～44歳	183,793	36,763	220,556	14.481
45～49歳	159,750	40,229	199,979	13.130
50～54歳	132,237	45,895	178,132	11.695
55～59歳	97,611	50,262	147,873	9.709
60～65歳	56,799	37,292	94,091	6.178
65歳以上	32,415	38,114	70,529	4.631

この65歳到達比率を十勝二次医療圏の就業者数(平成30年4,420.7人)に適用した場合、単純計算で毎年105.7人が65歳に到達することとなり、雇用延長や再就業促進をはじめとする北海道の看護職員確保策による成果が反映され、看護職員数が増加することも考えられなくはないが、医師会看護師養成所による看護師新規養成が貢献すべき実態にある。

一方、人口推計等を踏まえた医療を巡る需要から検討すると、平成29(2017)年全国患者調査において入院・外来(歯科を含む。)を合わせた患者数は、高齢者が全世代の54.2%を占めている。十勝・帯広では令和22(2040)年前後まで実数が増加するものと見込まれている。高齢化の進展が比較的緩慢な帯広市では、高齢者人口の減少も同様で、令和2年2月に改定された帯広市人

口ビジョンでは、  
2014年～201  
9年実績ベース  
で推計した令和  
47(2065)年の  
高齢者人口を4  
万4000人余と  
しており、平成2  
7(2015)年の  
実績値と大きな  
差異がない。

のことから、人口減少時代にあっても、主に高齢者を対象とする医療提供体制の充実・強化は引き続き重要な課題である。



しかしながら、今後、帯広市医師会看護高等専修学校(准看護師養成40人)が令和3年度の新入生受入を最後に募集停止することから、その先の安定的な供給数を確保するためにも、十勝・帯広地域はもとより、著しい地域偏在により700人近い不足と推計される需給状況にある北海道東部地域や隣接する日高地域を視野に入れて、長期的に安定した看護師の養成・輩出が課題であり、本校による看護師養成課程の開設が強く求められている。

また、前述のとおり、十勝・帯広においては全国水準を上回るペースで高齢化が進んでおり、長期的には在宅療養を支援する訪問看護や介護施設を中心に、さらに需要が高まるものと考えられる。

#### (4) 地域課題への貢献

十勝・帯広地域の保健・医療・福祉を巡る諸課題の解決に寄与するためには、行政や関係団体が主体となる取り組みを支援・協力するばかりでなく、地域医療を担う医師で構成する帯広市医師会が、自らの資源を活かして課題解決の牽引力となっていることも重要である。

北海道が策定する医療計画の十勝地域推進方針では、「将来のあるべき医療提供体制を実

現するための施策」の一つとして、医療従事者の確保・養成は不可欠なものとし、看護職員の確保・定着等に取り組むことが必要としている。

また、道内で看護職員として就業を目指す看護学生に対する支援の充実を図っている中、看護職員の不足する地域へ積極的に学生を就業させている養成所への運営支援を手厚くするなどの取り組みを行っている。

一方、帯広市では、帯広市民と市がまちづくりの方向性について共通の認識に立ち、それぞれの役割を担いながら、複雑・多様化する地域課題に取り組み、住みよい地域社会を実現するための協働の指針として策定した第七期帯広市総合計画(2020(令和2)年度から2029(令和11)年度までの10年間)において、まちづくりの目標の一つである「ともに支え合い、子どもも大人も健やかに暮らせるまち」の実現に向けた取り組みとして、施策6「医療を身近に安心な暮らしをつくる～医療体制の安定的確保～」を掲げている。

医療をめぐって、「高齢化の進行に伴い医療需要が増加していることなどを受け、医師や看護師など医療に従事する人材が不足」「今後、在宅医療の増加なども見込まれる中、さらなる人材不足が懸念」「本市の救急医療体制は、市内医療機関及び休日夜間急病センターにより維持」「救急医療利用者が増加傾向にある中、救急医療体制の確保が重要」という背景のもと、「目指そう指標」として、人口10万人あたりの市内で働いている看護師数について、医療機関等による看護師等の雇用・職場環境づくりの取り組みや、市による看護師養成機関への支援などにより、増加を目指すこととしている。

このほか、健康増進法に基づくものとして策定された「第二期けんこう帯広21(改訂版)」では、特徴的な健康課題として糖尿病、がん及び心の健康と捉え、具体的な健康増進施策を展開することとしているほか、地域包括ケアシステムの推進を図るための施策基本方向を定める高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画においては、医療ニーズの高い高齢者に対しても、切れ目ない医療や介護サービスを提供することを、施策の推進方向に位置づけしている。

さらには、帯広市医師会も、肺がん死亡率が全国に比して125%と高い北海道にあって、特に帯広の男性では140%に達するという現状などを踏まえ、肺がんになりやすいハイリスクの患者や画像検査・血液検査で肺がんの可能性が疑われる患者を抽出し、「地域連携パス」を用いて”かかりつけ医”と”連携病院”が協力し、精密検査や定期的な画像検査を行っていく「肺がん早期診断プロジェクト」に取り組んでいる。

十勝・帯広地域の医療現場を担う人材として看護職員を育成していくにあたっては、こうした地域における課題解決の実践にも携わる医師等を講師に迎えて行う講義や臨地実習など養成教育を通して、地域から寄せられる期待に応える使命感の形成がより具体的に図られるものと

の推察される。

特にがんは、「第二期けんこう帯広21」において帯広市民の特徴的な健康課題の一つに挙げられており、帯広市医師会自らも肺がん早期診断プロジェクトに取り組むほか、帯広市議会で初めて議員提案により成立した「がん対策推進条例」に基づく各種施策が推進されている。このため、市民にも公開して、本校学生とともに学べる健康講座やセミナーを開催していくこととし、教室等の学校施設を有効に活用していく。

また、広く市民が利用しやすい交通アクセスの良さを活かし、会員の協力を得ながら、高齢者をはじめ市民を対象に生活習慣病などの健康相談活動にも施設利用の促進を図り、適切な医療へつなげる活動の実施を検討する。

このほか、多職種連携を担う一員として、幅広い職種の関係者と触れ合える内容の実習・見学などを積極的に組み入れるほか、高齢者や障害者などとの交流機会への参加を促すなど、地域への愛着を深める取り組みを進める。

また、地域コミュニティの一員として、近隣地域の環境整備や近隣住民団体との交流などのほか、夏・冬休みなど長期休業期間を想定して災害時における支援活動の拠点としての場の提供等についても、今後、可能性を検討していく。

以上のことから、十勝・帯広においては、効率的かつ質の高い医療提供体制と地域包括ケアシステムを構築・推進するにあたり、高度化する医療や超高齢社会に伴う看護の役割拡大に対応できるより質の高い実践力を持つ看護職の育成が求められている。このため、将来にわたって、看護職員の中長期的な地域偏在解消にも寄与しながら、多くの優秀な看護職を育成し地域に送り出すとともに、より高度な教育・研究を行い新たな知見を広く社会に還元していく看護師養成所3年課程の設置は必要不可欠なものと考えるものである。

## 第2

# 設置計画の概要

1

## 設置者の名称及び住所

名称 一般社団法人帯広市医師会

住所 帯広市東3条南11丁目2番地

2

## 設置しようとする養成所の名称及び位置

名称 (仮称)帯広市医師会看護専門学校

位置 帯広市西7条南7丁目3番地2

3

## 設置根拠

(1) 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第21条第3項に基づき北海道知事が指定する看護師養成所

(2) 学校教育法(以下、この章では「法」という。)第130条第1項及び法施行規則第187条が準用する同規則第3条に基づき北海道知事が認可する私立専修学校(専門課程)

法第125条 専修学校には、高等課程、専門課程又は一般課程を置く。

2 専修学校の高等課程(略)

3 専修学校の専門課程においては、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれに準ずる学力があると認められた者に対して、高等学校における教育の基礎の上に、前条の教育を行うものとする。

4 専修学校の一般課程(略)

法第126条 高等課程を置く専修学校は、高等専修学校と称することができる。

2 専門課程を置く専修学校は、専門学校と称することができる。

4

#### 設置予定年月日

令和5(2023)年4月1日

5

#### カリキュラムの種類等

課程名:医療専門課程

学科名:看護学科(3年課程)

修学年限:3年

入学定員:35人

昼夜区分:全日制

6

#### 入学資格

看護師養成所の入学資格は、看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン(以下、「運営指導ガイドライン」という。)のうち第4「学生に関する事項」の1「入学資格の確認」に記載された各号を基本とすべきものである。

入学資格のうち、主なものである高等学校等卒業者及び高等学校卒業程度認定試験合格者は、具体的に判りやすく表記することが望ましい。

一方、関係法令で定めるその他の入学資格については、法第125条第3項後段の表記を用いることにより、法施行規則第183条各号の資格を包含することができる。

以上のことから、(仮称)帯広市医師会看護専門学校(以下、「本校」という。)の入学資格は、次のとおりとする。

- (1)高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2)文部科学大臣が行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (3)前2号のほか、通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

なお、第2号の高等学校卒業程度認定試験合格者には、法施行規則第150条第5号に準じて、旧大学入学資格検定を合格した者も含むものとする。

また、第3号に定める「文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者」の詳細は、法施行規則第183条の各号に基づき、次の各項目に定めるところによるものとする。

- ①外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者(法施行規則第150条第1号関係)
- ②文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者(同第2号関係)
- ③文部科学大臣の指定したもの(同第4号関係)
- ④高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定(以下「旧検定」という。)に合格した者を含む。)(同第5号関係)
- ⑤修業年限が3年以上の専修学校の高等課程を修了した者(法施行規則第183条第1号関係)
- ⑥法第90条第2項の規定により大学に入学した者であつて、当該者をその後に入学させる大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの(同第2号関係)
- ⑦本校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者で、18歳に達したもの(同第3号関係)

法施行規則第183条 学校教育法第125条第3項に規定する専修学校の専門課程の入学に関し高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められる者は、同法第90条第1項に規定する通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)若しくは第150条第1号、第2号、第4号若しくは第5号に該当する者又は次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 修業年限が3年以上の専修学校の高等課程を修了した者
- 二 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であつて、当該者をその後に入学させる専修学校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めたもの
- 三 専修学校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者で、18歳に達したもの

## 7

### 卒業時後の取得資格

看護師国家試験の受験資格

保健師・助産師学校の受験資格

看護大学編入の受験資格

専門士(医療専門課程)の称号を授与

## 1

## 教育理念

生命の尊厳と人間愛を基盤として、対象を思いやる豊かな人間性を育み、看護専門職として必要な基礎的知識・技術・態度を修得し、地域社会の保健医療福祉に貢献できる看護師の育成を目指す。

## 2

## 教育目的

本校における教育は、地域住民の健康に関して広く貢献できる看護師を養成することを目的とする。学生一人ひとりの個性を大切にし、看護専門職としての自覚と豊かな人間性を育み、科学的な思考力と実践力をもって、十勝・帯広で生活する人びとの健康と生活過程を支える保健医療福祉に貢献できる人材を育成する。

## 3

## 教育目標

- (1) 人間を身体的・精神的・社会的に統合されたかけがえのない存在として、幅広く理解する基礎的能力を培う。
- (2) 看護の専門職としての人間関係を形成するための基礎的能力を培う。
- (3) 看護の専門職としての責務を自覚し、倫理に基づく看護を実践するための基礎的能力を培う。
- (4) 看護を科学的根拠に基づいて判断し実践するために必要な基礎的能力を培う。
- (5) 健康の保持・増進、疾病の予防及び健康の回復にかかわる看護を、様々な発達段階、健康状態に応じて実践できる基礎的能力を培う。
- (6) 保健医療福祉システムにおける看護の役割を理解し、多職種と連携・協働しながら多様な場で生活する人びとの生活過程を支える基礎的能力を培う。
- (7) 看護の専門職として社会情勢に常に关心をもち、保健医療福祉の向上にむけて、主体的に学習に取り組み自己研鑽し、看護を探究する基礎的能力を培う。

本校がめざす教育理念に基づき、地域住民の健康に関して広く貢献できる看護師を養成するため、以下のとおり教育課程の編成及び実施の方針を定める。

なお、教育課程の編成にあたっては、令和3年4月1日に施行され、令和4年度の入学生から適用される保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令(規則別表三)を踏まえ、見直し後のカリキュラムに基づいて編成することとし、102単位以上の講義、実習等を行うものとされている。

#### 保健師助産師看護師学校養成所指定規則一部改正の概要(抄)

- ①総単位数を現行の「97単位」から5単位増の「102単位」とする。
- ②教育内容の区分について、「専門分野Ⅰ」「専門分野Ⅱ」「統合分野」の区分を1つにまとめて「専門分野」とする。
- ③「基礎分野」の区分の教育内容である「科学的思考の基盤」及び「人間と生活・社会の理解」の単位数について、現行の「13単位」から1単位増の「14単位」とする。
- ④「専門基礎分野」の区分の教育内容である「人体の構造と機能」及び「疾病の成り立ちと回復の促進」の単位数について、現行の「15単位」から1単位増の「16単位」とする。
- ⑤「専門分野」の区分の教育内容である「基礎看護学」の単位数について、現行の「10単位」から1単位増の「11単位」とする。
- ⑥「専門分野」の区分の教育内容である「在宅看護論」について、名称を「地域・在宅看護論」に改めるとともに、規定順を変更し、基礎看護学の次に位置づけ、単位数を現行の「4単位」から2単位増の「6単位」とする。
- ⑦「専門分野」の区分の教育内容である「成人看護学」「老年看護学」の臨地実習の単位数について、現行それぞれ「6単位」と「4単位」であったものから「合計4単位」とする。
- ⑧「専門分野」の区分の臨地実習について、総単位数の23単位から各教育内容の単位数の合計17単位を減じた6単位については、学校又は養成所が教育内容を問わず実習単位数を自由に設定することができることとする。

整備基本計画(案)作成時点では、108単位でカリキュラムを編成する。

講義の実施にあたっては、専任教員や外部講師との対面による方法を基本とするほか、多様なメディアの導入による遠隔方式も採用する。

基礎 分野	(15単位・330時間)
-------	--------------

専門基礎分野	(23単位・572時間)
--------	--------------

専門分野	(70単位・2,265時間)
------	----------------

看護の対象である人間と人間を取り巻く生活、社会、文化について学び、その中で人間と生命の尊厳、価値観の多様性を理解し、対象を受け入れ尊重する豊かな人間性を養う。患者を尊重し、その心の動きに目を向けるためには、看護師としての幅広い教養と共に人間理解の視野を広げる必要がある。そのため、科学的思考を身に付ける必要があり、心理学や人間工学など6つの單元を設定した。

その後に続く「専門基礎分野」と「専門分野」の土台となり、積み重ねて学んでいくような内容とする。また、コミュニケーション能力を高め、感性をみがき、自由で主体的な判断と行動ができるよう人間関係論及び家族関係論、文化人類学等9つの單元を設定している。

国際化へ対応しうる能力や情報通信技術(ICT)を活用するための能力を養うため英語や情報科学Ⅰ、Ⅱを設定している。

科学的思考の基礎盤 (6単位・120時間)

人間と生活・社会の理解 (9単位・210時間)

人体の構造と機能 (6単位・165時間)

疾病の成り立ちと回復の促進 (11単位・317時間)

健 康 障 害 と 社 会 保 障 制 度 (6 单位・90時間)

基 础 看 護 学 (13 单位・360時間)

地 域 在 宅 看 護 學 (6 单位・150時間)

成 人 看 護 学 (7 单位・180時間)

老 年 看 護 学 (5 单位・135時間)

小 児 看 護 学 (4 单位・105時間)

母 性 看 護 学 (4 单位・90時間)

精 神 看 護 学 (4 单位・105時間)

看護の基礎となる専門的知識を身につけるために学ぶ。人体や疾病の成り立ち、回復の過程を系統立てて理解し、健康・疾病・障害に関する洞察力や判断力を高め、看護実践の基盤として学ぶ内容としている。

専門的な分野で受動的な講義になりがちだが、アクティブラーニングを取り入れる等の工夫をしていく。

また、保健医療福祉と看護の関連や地域での取り組みを学び、保健医療福祉チームにおける看護師や他職種の役割について理解する。人々が生涯を通じて、健康や障害の状態に応じて社会資源を活用できるように必要な知識と基礎的な能力を養う。

各領域の看護実践を支える共通の概念と看護技術、看護の展開方法を学び、自己の看護観の構築につなげる。特に、安全に看護技術を適用する方法を学生自ら考えられるようグループワーク等で討議する内容とする。

各分野で紙上事例を用いて看護過程を展開し数を重ね、実習で活用できるようにした。

各看護学においては、人間のライフサイクルに応じた成長発達段階を学び、その特徴と予防、健康の回復、保持増進及び疾病・障害を有する人々の看護を学ぶ。

また、看護の対象を地域で生活する人々とし、対象者をとりまく地域社会を知り、日々変化する社会の情勢に目をむけながら対象者の健康問題や、そのニーズに応えるための看護を学ぶ。

科目区分	科 目 の 名 称	単位	時 間 教員等	1年次				2年次		3年次		科 目 の 目 的		講 義 等 の 内 容		
				前期	後期	前期	後期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	
基盤的思考の基礎	文 章 表 現 法	1	30	外部講師	○											
	生 物 学	1	15	外部講師	○											
	人 間 工 学	1	15	外部講師	○											
	心 理 学	1	30	外部講師	○											
	情 報 科 学	I	15	外部講師	○											
	情 報 科 学	II	15	外部講師	○											
	人 生 活 科 学	1	30	外部講師	○											
	文 化 人 種 学	1	15	外部講師	○											
	生 命 優 先 学	1	15	専任教員	○											
	教 育	1	30	外部講師	○											
分野	人 間 関 係 学	1	30	外部講師	○											
	家 族 関 係 学	1	15	外部講師	○											
	社 会 学	1	30	外部講師	○											
	英 語	1	30	外部講師	○											
	心 と か ら だ の 健 康	1	15	外部講師	○											

科目区分	科目の名称	単位	時間数	教員等	科 目 の 目 的				講 義 等 の 内 容
					1年次	2年次	3年次	科 目 の 目 的	
人 体 の 構 造 と 機 能	生 化 学	1	15	外部講師	○			人体は人体の正常機能を理解するための基礎となる。「正常(健康)」を理解せずに「異常(病気)」の理解は不可能であり、回復へ向けての適切な看護を提供するための基礎知識を養う。	人体の構成成分である化学物質の性状、その分布および代謝を学び、生体内で含まれている生命現象を理解する。
	栄 养 学	1	30	外部講師	○			人間は食べ物を摂取・消化して、そこから栄養素を体内に吸収し、代謝することによって適正な栄養状態とそのエネルギー代謝について学ぶ。人間にとつて必要な栄養とそのエネルギー代謝について理解する。	生命維持に必要な栄養素とそのエネルギー代謝について学び、人間にとつて必要な栄養について理解する。
	解 剖 生 理 学 I	1	30	外部講師	○			人間は食べ物を摂取・消化して、それらの過程が順番され、栄養が身體が強化する。健康・栄養状態を保つことは保健・医療にとって重要であり、実践活動としての看護は重要な役割を担つてゐたが導入した。	人体を構成する各器官の形態と機能を理解するうえで基礎となる見方・考え方を知り、人体の構成と機能を系統的に学ぶ。内部・外部環境を支える構造(消化・吸収、呼吸、循環)についての基礎知識を学ぶ。
	解 剖 生 理 学 II	1	30	外部講師	○			内部・外部環境を支える構造(体液の調整と尿の生成、内臓機能の調節、身体の支持と運動等)についての基礎知識を学ぶ。	内部・外部環境を支える生理的機能(消化・吸収、呼吸、循環)についての基礎知識を学ぶ。
	解 剖 生 理 学 III	1	30	外部講師	○			内部・外部環境を支える生理的機能(体液の調整と尿の生成、内臓機能の調節、身体の支持と運動等)についての基礎知識を学ぶ。	内部・外部環境を支える生理的機能(消化・吸収、呼吸、循環)についての基礎知識を学ぶ。
	解 剖 生 理 学 IV	1	30	外部講師	○			人体の基本的な成り立ちを学び、ここで理解は疾病・病態等を学ぶ上での基礎となる。	人体の基本的な成り立ちを学び、ここでの理解は疾病・病態等を学ぶ上での基礎となる。
	疾 患 治 療 論 I	1	30	外部講師	○			呼吸器系、循環器系に疾患をもつ患者の身体的アセスメントができる基礎的知識を習得し、治療の方法を学ぶ。	呼吸器系、循環器系に疾患をもつ患者の身体的アセスメントができる基礎的知識を習得し、治療の方法を学ぶ。
基 础 分 野	疾 患 治 療 論 II	1	30	外部講師	○			消化器系、歯・口腔疾患をもつ患者の身体的アセスメントができる基礎的知識を習得し、治療の方法を学ぶ。	消化器系、歯・口腔疾患をもつ患者の身体的アセスメントができる基礎的知識を習得し、治療の方法を学ぶ。
	疾 患 治 療 論 III	1	30	外部講師	○			運動器系、脳神経に疾患をもつ患者の身体的アセスメントができる基礎的知識を習得し、治療の方法を学ぶ。	運動器系、脳神経に疾患をもつ患者の身体的アセスメントができる基礎的知識を習得し、治療の方法を学ぶ。
	疾 患 治 療 論 IV	1	30	外部講師	○			血液系、内分泌・代謝系、アレルギー・感染症疾患をもつ患者の身体的アセスメントができる基礎的知識を習得し、治療の方法を学ぶ。	血液系、内分泌・代謝系、アレルギー・感染症疾患をもつ患者の身体的アセスメントができる基礎的知識を習得し、治療の方法を学ぶ。
	疾 患 治 療 論 V	1	30	外部講師	○			腎泌尿器系・女性生殖器に疾患をもつ患者の身体的アセスメントができる基礎的知識を習得し、治療の方法を学ぶ。	腎泌尿器系・女性生殖器に疾患をもつ患者の身体的アセスメントができる基礎的知識を習得し、治療の方法を学ぶ。
	疾 患 治 療 論 VI	1	30	外部講師	○			母性的ライフスタイルにおける健康障害と看護援助を学ぶ。また、小児期のむちな疾患を理解し看護援助を理解する。	母性的ライフスタイルにおける健康障害と看護援助を学ぶ。また、小児期のむちな疾患を理解し看護援助を理解する。
	疾 患 治 療 論 VII	1	32	外部講師	○			腎泌尿器系・女性生殖器に疾患をもつ患者の身体的アセスメントができる基礎的知識を習得し、治療の方法を学ぶ。	腎泌尿器系・女性生殖器に疾患をもつ患者の身体的アセスメントができる基礎的知識を習得し、治療の方法を学ぶ。

科目区分	科 目 の 名 称	単位	時 間 数	教員等	科 目 の 目 的				講 義 等 の 内 容	
					1年次 前期	1年次 後期	2年次 前期	2年次 後期		
病 症 の 成り立 と 回復 の 促進	微 生 物 学	1	30	外部講師 ○	生きることは微生物と付き合うことであり、病原微生物を対処するには、相手の正体を知り、それを迎え撃つ私たちのまちだのまちだの「見え方」で「見える化」するためには学習を深める。したがって、目には見えない病原微生物を「見える化」するためには学習を深める。	人体の構成成分である化学物質の性状、その分布および代謝を学び、生体内で含まれている生命現象を理解する。				
専 門	病 理 学	1	30	外部講師 ○	看護師として働いていくためには、多くの病気についての知識を身につける必要がある。それぞれの病気にについて本質から理解していくことが重要であるため、また臨床医学を理解するために次くことのできない学問であることから病理学を導入した。	人体機能の正常から逸脱した場合の症状、徵候に関する現象について学ぶ。				
基 础 分 野	薬 理 学	1	30	外部講師 ○	薬物治療において、患者に接するときの注意点などを十分に理解し、薬物の作用を十分に引き出すとともに、医療事務の特徴と作用機序・作用機序・薬物管理など薬理学の基礎知識と薬物療法を学ぶ。	薬物の特徴・作用機序・薬物管理など薬理学の基礎知識と薬物療法を学ぶ。	また、薬物療法を受ける対象の看護に必要な基礎知識を学ぶ。			
健 康 保 売 制 度	臨 床 檢 查	1	15	外部講師 ○	疾患の診断や治療効果の判定を行う手段としての臨床検査を理解する。臨床検査の種類と目的、各検査の正しい検体の採取・保存方法および検査方法を学び、臨床検査における看護師の役割について学ぶ。	各診療科で行われるおもな検査と目的、看護師の役割などの概要を学ぶ。なぜこのような反応・数値が出るのかを学び、病態と解剖生理の理解へ繋げる。				
	総 合 医 療 論	1	15	外部講師 ○	看護学の各教科を学ぶに先だって、まずは現代医療や介護の全体像を把握するために、また教科全般の構成のなかで各教科の意義を学ぶ。医療の現状と課題を理解し、幅広い視野を持つ、新时代に求められる看護師としてつながりができる力を学ぶ。	薬物治療において、患者が最も多い看護師には、薬物の作用に引き出さずとも、医療事務の防止に用いるための方法を学ぶ。	医療や看護のしくみ、これまでの医療の流れ、健康や病気とはなしに、現代医療の課題とそれに対する新しい視点を学ぶ。			
	公 衆 卫 生 学 I	1	15	外部講師 ○	疾患の診断や治療効果の判定を行う手段としての臨床検査を理解する。臨床検査の種類と目的、各検査の正しい検体の採取・保存方法および検査方法を学び、臨床検査における看護師の役割について学ぶ。	疾患増進・疾病予防および疾病構造の変化とそれを取り巻く社会環境を理解する。	また、地域集団における健康の保持・増進ための組織的な保健活動のうち、公衆衛生の理念と歴史や公衆衛生のしくみなどについて理解する。			
	公 衆 卫 生 学 II	1	15	外部講師 ○	看護学の各教科を学ぶに先だって、まずは現代医療や介護の全体像を把握するために、また教科全般の構成のなかで各教科の意義を学ぶ。医療の現状と課題を理解し、幅広い視野を持つ、新时代に求められる看護師としてつながりができる力を学ぶ。	疾患増進・疾病予防および疾病構造の変化とそれを取り巻く社会環境を理解する。	また、地域集団における健康の保持・増進ための組織的な保健活動のうち、地域保健や母子保健、学校保健などについて理解する。			
	社 会 保 健 制 度	地 域 福 利 社 会	1	15	外部講師 ○	社会福祉の理念と社会福祉や社会保障が人々の生活を支えるために必要であることを学ぶ。	社会福祉・社会保障の概念と歴史的変遷、現状の制度を学び、社会のニーズに対応する生活支援を理解する。			
	地 域 福 利 社 会	1	15	外部講師 ○	社会福祉の理念と社会福祉や社会保障が人々の生活を支えるために必要であることを学ぶ。	地域社会の様々な施設・機関・団体・サポートシステムについて学び、地域における福祉の役割を理解する。				
	關 係 法 規	1	15	外部講師 ○	医療に關連した法律と医療行為の法的位置づけを学び、医療を取り巻くさまざまな法律の問題と看護師としての責任と義務を理解する。	法律の意義・沿革・分類を知り、看護関連の法律を理解する。医師法・保健師助産師看護師法など、看護業務に關連深い様々な法令について学び、看護師の業務や責任について学ぶ。	看護の主要概念を捉え、ライフサイクルにおける健強の意義を学び、看護の対象を理解する。看護実践の基礎となる知識を習得し、保健・医療・福祉における看護の役割と機能を理解する。			
	基 础 看 護 学	1	30	専任教員 ○	「看護とは何か」を理解するために、看護の原点や歴史的変遷などについて学習し、それらを通して看護の本質とともにわかつて考える態度を身につける。また、看護の専門職に求められる倫理や人権擁護について学ぶ。	看護技術の概念、看護技術を適用する意味や看護実践の基本となる考え方について理解する。人間関係形成のためのコミュニケーション技術と關係の意義・実践方法を習得する。そして看護は人間関係を尊重する、科学的な思考を用い、実践する過程である。看護における問題解決過程の基本を理解し、対象に応じた日常生活が送られるための基本的な知識・技術・態度を培う。	すべての看護援助に共通し、あらゆる看護援助を支えるための必要なコミュニケーション、医療チームの連携のための記録、報告の意義を学ぶ。			
	基 础 看 護 学	1	30	専任教員 ○	ヘルスアセスメントについて学び、バイタルサイン・身体計測などそれぞれの定義・生理・測定方法を理解する。またフィジカルアセスメントを理解できる知識・技術・態度を培う。	対象の日常生活を整えるための基本的な援助技術を習得する。「環境」を整え、「活動」と「休息」の自立を助けるために必要な知識・技術を培う。	対象の日常生活を整えるための基本的な援助技術を習得する。「清潔」の自立を助けようにより支援できる基礎的能力を培う。			
	基 础 看 護 学	1	30	専任教員 ○	対象の日常生活を整えるための基本的な援助技術を習得する。「環境」を整え、「活動」と「休息」の自立を助けるために必要な知識・技術を習得する。	人間にとっての環境・活動・休息の意義を理解し、健廃的な生活を送るために必要な知識と援助方法を習得する。	人間にとっての清潔・衣生活の意義を理解し、健廃的な生活を送るために必要な知識と援助方法を習得する。			

科目区分	科 目 の 名 称	単 位	時 間 数	1年次 前期	2年次 後期	3年次 前期	4年次 後期	科 目 の 目 的		講 義 等 の 内 容
								前 周	後 周	
基礎	基礎看護学方法論V～日常生活援助Ⅲ	1	30	専任教員	○			対象の日常生活を整えるための基本的な援助技術を習得する。「食事」と「排泄」の自立を助けるための必要な知識・技術を理解し、対象が日常生活を送るために必要な知識と援助能力を培う。		人間にとつての食事・排泄の意義を理解し、健康的な生活を送るために必要な知識と援助方法を習得する。
基礎	基礎看護学方法論VI～感染・安全・創傷管理	1	30	専任教員	○			看護実践における危険性と予測に基づいた安全確保の必要性を学び、対象の二ーズと日常生活の援助の基本について理解し、苦痛の緩和、安楽の確保、安全を守るための事故防止・感染予防の技術を培う。		看護技術の基本となる安全・安楽の技術を学ぶ。感染や創傷管理に関する基礎的な知識と技術を身につける。
基礎	基礎看護学方法論VII～診療の補助技術Ⅰ	1	15	専任教員	○			対象者の呼吸・循環を整える援助の基礎知識を習得し、各種の診察方法と介助の仕方や主な処置・検査について理解する。また、薬物療法に関する基礎知識を習得し、さらに薬物療法時の看護やその役割について理解する。		治療・処置を受ける対象者への必要な援助技術とその根拠について理解する。
基礎	基礎看護学方法論VIII～診療の補助技術Ⅱ	1	30	専任教員	○			救命救急処置の基本的な知識を習得し、死にゆく人と周囲の人々へのケアについて学び、看取りの看護やその役割について理解する。		治療・処置を受ける対象者への必要な援助技術とその根拠について理解する。
看護門	基礎看護学方法論IX～臨床看護総論Ⅰ	1	30	専任教員	○			健康上の対象・家族への看護について理解し、あらゆる健診レベルの対象者とその家族への看護と経過別看護の援助方法について理解する。		健康障害の経過に基づく患者・家族の特徴を理解し、患者・家族のニーズに応じた基本的な看護を学ぶ。
看護門	基礎看護学方法論X～臨床看護総論Ⅱ	1	30	専任教員	○			健康障害のある対象に出現する様々な主要症状の特徴、メカニズムや日常生活にどのような影響を及ぼしているのかを理解し、様々な症状を持つ患者の援助を実践できる基礎的能力を培う。		主な症状およびそれぞれの必要な援助技術とその根拠について理解する。
看護門	基礎看護学方法論XI～臨床看護総論Ⅲ	1	15	専任教員	○			健康障害をもつ対象者の特性を理解し、治療・処置に関するその目的・意義を理解する。また治療・処置の特徴や日常生活に及ぼす影響について学び、効果を高めるための援助の基本を理解する。		治療・処置に関するその目的・意義を理解し、効果を高めるための援助方法について理解する。
看護門	①コードレス 1.1の機能 的・バーチャル 的看護過程 の展開 ②看護過程 の展開	1	30	専任教員	○			看護過程の概念と意義、そのプロセスを学習し、看護過程の展開する技術の基礎的能力を培う。		マージリ・ゴードン(1931年11月10日～2015年4月29日)が提唱した「コードレス」の1.1の機能機能(バーチャル)として知られる看護実践における問題解決過程と科学的根拠に基づいた看護過程の展開方法を理解し、実践できる能力を培う。
看護門								看護過程の概念と意義、そのプロセスを学習し、紙上事例を用いた看護過程の展開を通して問題解決思考という技術の基礎的能力を養う。		看護実践における問題解決過程と科学的根拠に基づいた看護過程の展開を理解し、実践できる能力を養う。
看護門	在宅看護概論Ⅰ	1	15	専任教員	○			在宅看護の現状を知り、在宅看護師の基本的活動とその視点を学ぶ。		在宅看護の対象者および在宅看護の特徴、活動内容や看護の基盤的知識を理解する。
地域	在宅看護概論Ⅱ	1	30	外部講師	○			在宅看護を取り巻く保健医療福祉資源とそのシステムについて学びを深める内容とする。		在宅看護で必要な基本的知識と在宅ケアシステムの目的・機能を理解する。
・在野	・在宅看護方法論I～在宅看護技術演習	1	30	専任教員	○			在宅看護での訪問看護に焦点をあてて学びを深める内容とする。		在宅看護のおかれている状況や健診状態に応じた在宅看護に必要な生活援助技術を習得する。
・在野	在宅看護看護技術演習Ⅱ～在宅看護技術Ⅰ	1	30	外部講師	○			在宅看護に必要な基本技術、日常生活援助技術と在宅看護技術を学び、在宅看護者と家族への看護を考える。実際に地域の訪問看護で習得した看護技術を在宅でどのように展開するのかを演習を含めて学ぶ。		在宅における医療技術の知識を習得し、看護に求められる援助技術を学ぶ。在宅でのエンドオブライフケアの特徴や看護を学び、自身の死生観を深める。
・在野	在宅看護看護技術演習Ⅲ～在宅看護の実際	1	30	外部講師	○			在宅看護に必要な基本技術、日常生活援助技術、医療処置技術を学び、在宅看護者と家族への看護を考える。実際に地域の訪問看護で習得した看護技術や医療技術を学ぶ。		在宅看護で必要な基本的知識と在宅ケアシステムの目的・機能を理解する。
・在野	在宅看護方法論IV～看護	1	15	専任教員	○			在宅で療養する対象とその家族が生活を維持するために、健康の段階に応じた社会生活資源の活用・調整方法を学び、対象者とその家族の持てる力を最大限に引き出し、生活過程を整えられる力を養う。		在宅療養に關連することにより、在宅看護の必要性や選択を考える。

科目区分	科 目 の 名 称	単位	時 間 数	教員等	科 目 の 目 的				講 義 等 の 内 容
					1年次 前期	1年次 後期	2年次 前期	2年次 後期	
専 門	成 人 看 護 学 概 論	1	30	専任教員	○				成人期にある対象とその家族の特性とその看護の概要を学ぶ。成人期における対象の特性ならびに健康上の問題が人々に及ぼす影響を理解する。また健診問題を解決する援助に必要な理論を学ぶ。
	成 人 看 護 学 方 法 論 I ~ 呼 吸 器・消 化 器 循 環	1	30	外部講師	○				成人期は、人生において一番長く、社会や家庭での役割や労働力の相い手として、最も役割が大きい。また、身体的・精神的・社会的にも変化しやすい時期であり、加齢や回復とともに、看護師として大切な援助を提供するための基本的な知識と解決方法を学ぶ。
	成 人 看 護 学 方 法 論 II ~ 内 分 泌・血 流・ア レ ギ ー	1	15	外部講師	○				成人期にある対象の生体機能障害の病態を理解するとともに、それに伴う心身の反応、社会生活、家族に及ぼす影響を考え、その健康状態に応じた援助を学ぶ。
	成 人 看 護 学 方 法 論 III ~ 脳 神 経・運 動 器・腎・泌 尿 器・女 性 生 殖 器	1	30	外部講師	○				健康危機を引き起こしやすい機能障害をもつ成人とその家族に看護を実践するための知識と技術を学ぶ。また終末期にある患者と家族の思いに寄り添い、その人らしく生き抜くことができるよう支援する看護を学ぶ。
	成 人 看 護 学 方 法 論 IV ~ 感 触 器・周 手 術 期・緩 和・ケ ア	1	30	外部講師	○				
	成 人 看 護 学 方 法 論 V ~ 看 護 程 過 過 程	1	15	専任教員	○				
	老 年 看 護 学 概 論	1	30	専任教員	○				
	老 年 日 常 生 活 支 援 の 看 護	1	30	専任教員	○				
	老 年 看 護 学 方 法 論 I ~ 看 護 の 実 際	1	30	専任教員 外部講師	○				
分 野	老 年 看 護 学 方 法 論 II ~ 看 護	1	15	専任教員	○				
	老 年 看 護 学 方 法 論 III ~ 脳 神 経・運 動 器・腎・泌 尿 器・女 性 生 殖 器	1	30	外部講師	○				

科目区分	科 目 の 名 称	単 位	時 間 数	教員等	1年次			2年次		3年次		科 目 の 目 的	講 痛 症 等 の 内 容	
					前 期	後 期	前 期	后 期	前 期	后 期	前 期	后 期		
専 門 分 野 合 と 実 践	小 児 看 護 学 概 論	1	30	専任教員	○								小児と家族の看護の概念を理解し、小児の健康新生活と発達を支える社会・環境・医療・福祉について学ぶ。さらに小児各期の成長・発達の特徴を理解し、健康増進のための看護について学ぶ。	
	小 児 看 護 学 方 法 論 I	1	30	専任教員 外部講師		○							子どもの家庭を取り巻く社会情勢および小児各期の成長・発達を学び、小児看護の目的・機能・役割を理解する。 病気・入院が小児や家族に及ぼす影響を理解し、健康新生活や障害をもつ小児と家族の看護について学ぶ。	
	小 児 看 護 学 方法 論 II	1	30	外部講師		○							小児各期に特有な健康新生活を理解し、疾病・障害をもつ子どもと家族の看護について学習する。	
	小 児 看 護 学 方法 論 III～ 看 護 過 程	1	15	専任教員		○							健痾の回復・保持・増進のために必要な援助を子どもの健康新生活や成長過程に合わせて行うための基本的な技術を習得する。さらに既習の学習を統合し事例をもとに看護過程を展開する。	
	母 性 看 護 学 概 論	1	30	専任教員 外部講師		○							母性看護学の対象についての理解を深め、母性看護の基礎的な知識となる内容を学ぶ。また、母性と生殖の看護の機能と役割を理解し、ライフサイクルに合わせた健康の促進・維持・増進のための支援や保健活動に必要な知識を身につけるための内容などを学習を通して、生命の神秘や尊厳、絆創や家族への認識を深め、母性・父性に対する意識を高める。	
	母性看護学方法論 I～ 妊娠、分娩	1	30	外部講師		○							女性のライフサイクル各期における身体的・心理的・社会的特徴および看護の対象および看護の機能と役割を理解し、看護実践に必要な基礎的能力を養う。	
	母性看護学方法論 II～ 新生児期、産褥期	1	30	外部講師		○							妊娠・分娩・産褥期にある対象と新生児に起る病態・生理や治療を理解し、対象に応じた看護の実際を学ぶ。	
	母性看護学方法論 III～ 看護過程、地域の活動	1	15	専任教員		○							母性看護学概論、方法論で学習した内容をふまえて、紙上患者の看護過程の展開を行ない、周産期におけるアセスメント、看護計画、援助方法の実際について学ぶ。また、地域で行われている保健活動を学び、子どもを産み育てる環境づくりを知る。	
野 合 と 実 践	精 神 看 護 学 概 論	1	30	専任教員		○							精神看護学の基本的な考え方、および精神看護を実践する者としての視点や態度を学ぶ。	
	精 神 看 護 学 方法 論 I～ 保 健	1	15	外部講師		○							精神科で出会う対象のさまざまな精神症状、精神疾患について理解する。また、治療法について学び、効果を高めるための看護援助が実践できる基礎的能力を培う。	
	精 神 看 護 学 方法 論 II	1	30	外部講師		○							精神に障害のある対象への回復を助け、安全を守るなど精神看護の基本を学び、看護を実践する者としての視点や態度を学ぶ。	
	精 神 看 護 学 方法 論 III～ 看護過程、地域の活動	1	15	外部講師		○							精神看護学の基本的な考え方、および精神看護を実践する者としての視点や態度を学ぶ。	
看 護 の 统 合	看 護 管 理	1	15	専任教員		○							看護管理の概要を理解し、組織の中で看護をマネジメントできる能力の基礎を養う。チーム医療や多職種との連携・協働のなかで、看護師としてのリーダーシップ・メンバーシップの必要性について学ぶ。	
	医 痘 安 全	1	30	外部講師		○							医療事故に關する看護職の責任と法的範囲を理解する。さらに看護実践における事故のリスクとその予防を考えていくための基礎的知識を学ぶ。	
看 護 の 统 合	国 际・災 害 看 護 学	1	30	専任教員 外部講師		○							国際的視点での看護活動や災害における看護活動について学び、看護の展望、課題について考える機会とする。	
	看 護 研 究	1	30	専任教員		○							看護研究の意義・目的・方法を学び、看護実践における研究のこと、及び看護者として主体的に学ぶことで、問題発見・問題分析、問題探査・調査、倫理的思考などの能力を身につけることができ、これから看護の質の向上につながると考える。	

科目区分	科目の名称	単位	時間数	教員等	科 目 の 目 次				講義 等 の 内 容
					前期	後期	前期	後期	
専門分野	基礎看護実習 I	1	45	専任教員	○				健痺障害をもつ対象者の療養環境と生活の理解を深める。看護援助をとおして、看護の役割を考え、看護者としての基本的姿勢を培う。
	基礎看護実習 II	1	45	専任教員	○				対象者の生活状況と療養生活の実際を知り、対象者の特性を理解できる。
	基礎看護実習 III	2	90	専任教員	○				看護過程の展開をとおして、対象のニーズに応じた援助を実践するための基礎的能力を培う。
	地域・在宅看護実習 I	1	45	専任教員	○				地域で生活する人とその家族について知り、また地域における、健康の保持増進、疾病予防のための保健・福祉サービスの実際を学ぶ。
	地域・在宅看護実習 II	1	45	専任教員		○			在宅において療養しながら生活する人とその家族の看護ニードを把握し、在宅看護の実践が理解できる。
	成人看護学実習 I	2	90	専任教員		○			健痺障害をもつ成人人期にある対象者を身体的・精神的・社会的側面からどうえることができる。
	成人看護学実習 II	2	90	専任教員		○			健痺障害をもつ対象の特徴をふまえ、経過別およびセルフケア能力に応じた看護の実際を学ぶ。
	老年看護学実習 I	1	45	専任教員		○			施設で暮らしている対象者を理解し、対象者とその家族がよりよい生活を送るために、保健医療福祉の連携を理解する。
	老年看護学実習 II	2	90	専任教員		○			老年期にある対象者を理解し、対象者とその家族が生活を送るために加齢の変化や健痺障害における日常生活の変化を理解する。また人間についての「老い」について理解する。
	老年看護学実習 III	2	90	専任教員		○			健痺障害をもつ対象者とその家族を理解し、それらを踏まえた個別的な看護を実践できる基礎的能力を培う。
実習	小児看護学実習 I	1	45	専任教員		○			健痺な乳幼児との関わりを通じ、一人ひとりに合わせた成長・発達について理解する。
	小児看護学実習 II	1	45	専任教員		○			健痺を躊躇された小児と家族を理解し、成長・発達をふまえた看護が実践できる基礎的能力を培う。
	母性看護学実習	2	90	専任教員		○			マタニティサイクル各期にある女性の身体的特徴、心理的・社会的状況とその変化について理解できる。
	精神看護学実習	2	90	専任教員		○			精神障害のある対象を理解し、精神の健康を回復するための看護を実践する基礎的能力を養う。
	統合実習	2	90	専任教員		○			今までの看護実習での学んだ知識・技術・態度を統合し、専門職として必要な看護実践能力を培う。

また、臨地実習については、主に次の病院における実施を検討・依頼するほか、訪問看護ステーションをはじめ、地域で保健・医療・福祉分野を担う保健センター、精神保健福祉センター、助産所、介護老人保健施設、介護老人福祉施設、地域包括支援センター、保育所その他で実施する。

病院の名称	実習科目
JA北海道厚生連 帯広厚生病院	母性看護
	小児看護
	成人／老年看護
社会福祉法人北海道社会事業協会 帯広病院	母性看護
	小児看護
公益財団法人北海道医療団 帯広第一病院	基礎看護
	成人／老年看護
独立行政法人国立病院機構 帯広病院	基礎看護
	成人／老年看護
	精神看護
医療法人社団博仁会 大江病院	精神看護
社会医療法人北斗 北斗病院	基礎看護
	成人／老年看護
社会医療法人博愛会 開西病院	基礎看護
	成人／老年看護
医療法人社団慶愛 慶愛病院	母性看護

教育上必要な機械器具、模型及び図書について、運営指導ガイドライン別表9に掲げるものを備え付ける（網掛け表示している教育器具等は、看護師養成所として新たに備え付けが必要となるもの）。

このうち、気管内挿管訓練モデル、人工呼吸器や在宅看護用具、脳及び神経系模型等は、看護師養成課程において新たに配置が必要となるものである。

また、現在の准看護師養成課程において使用している機械器具等のうち、看護実習モデル人形や各種模型、輸液ポンプをはじめ数多くの現有施設・設備は、看護師養成課程への転用等について評価を行い、必要に応じて転用又は設備整備計画に反映するものとする。

看護師養成課程開設後は、教育上の必要性等を踏まえ、適宜、補充・更新するものとする。

看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン

別表9 機械器具、模型及び図書（看護師養成所）（改正案）

品目	数量	重量	目
ベッド 成人用ベッド（高さや傾きが調整可能なものを持む） 小児用ベッド 新生児用ベッド 保育器 床頭台 オーバーベッドテープル	1 ※	学生4人に1 適当数 適当数 ※ 適当数 適当数	車椅子用トイレ 低ベッド リネン類（各種） 模型
患者用移送車（ストレッチャー） 担架	1 ※	学生10人に1 適当数 適当数 適当数 適当数 適当数 適当数 適当数 適当数 適当数 適当数 適当数 適当数 適当数 適當数	車椅子用トイレ 低ベッド リネン類（各種） 模型
実習用モデル人形 看護実習モデル人形 注射訓練モデル 静脈採血注射モデル 気管内挿管訓練モデル 救急蘇生人形 経管栄養訓練モデル 吸引訓練モデル 導尿訓練モデル 浣腸訓練モデル 乳房マッサージ訓練モデル 沐浴用入形 ファントーム 看護用具等	1 ※	学生4人に1 適当数 適當数	人体解剖 人体骨格 血液循环系統 頭骨分解 心臓解剖 呼吸器 消化器 脳及び神経系 筋肉 皮膚裁断 目・耳の構造 歯の構造 鼻腔・咽頭・喉頭の構造 腎臓及び泌尿器系 骨盤骨線 妊娠子宮 胎兒発育順序 受胎原理 栄養指導用カードモデル（各種） 視聴覚教材 映像・音声を記録・再生する装置一式
洗髪用具一式 清拭用具一式 沐浴槽 排泄用具一式 口腔ケア用具一式 罨法用具一式 処置用具等 診療用具一式 計測器一式 急救处置用器材一式 人工呼吸器 注射用具一式 経管栄養用具一式 浣腸用具一式 洗净用具一式 処置台又はワゴン 酸素吸入装置及び酸素ボンベ 吸入器 吸引装置又は吸引器 心電計 輸液ポンプ	1 ※	学生4人に1 適當数 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	教材用DVD等 プロジェクター ワイヤレスマイク その他 パソコン用コンピューター 複写機、プリンター 図書 基礎分野に関する図書 専門基礎分野及び専門分野に関する図書 学術雑誌

備考 ※の機械器具については、教育内容や方法にあわせて講義又は演習時のみに備えることでも差し支えないこと。また、視聴覚教材は同様の機能を有する他の機器で代替することができる。図書については、電子書籍でも可能ではあるが、学生が使用できること。

## 6

### 講義時間

講義については、運営指導ガイドライン第6「教育に関する事項」のうち4「教育実施上の留意事項」に基づき、1日当たり6時間程度、1週間当たり30時間程度を基本とし、次により計画する。

- (1) 第1校時 午前9時00分から午前10時30分まで
- (2) 第2校時 午前10時40分から午後0時10分まで
- (3) 第3校時 午後1時10分から午後2時40分まで
- (4) 第4校時 午後2時50分から午後4時20分まで

## 7

### 選抜方法

入学試験を実施することとし、必要書類を提出するほか、学力試験及び人物考査を行い総合的に判定する。

選抜試験の区分は、一般入学試験のほか、次のような推薦枠・社会人枠等を検討し、幅広く学生を集めることとする。

- (1) 学校長推薦入試(指定校枠)
- (2) 学校長推薦入試(一般推薦)
- (3) 自己推薦入試
- (4) 社会人入試
- (5) 病院長推薦入試

また、令和5年4月入学となる第1期生の選考は、看護師等養成所指定申請書が受理された後、保健師助産師看護師養成所の指定申請等に関する指導ガイドライン(以下、「申請指導ガイドライン」という。)の4「広告及び学生の募集行為に関する事項」に基づき、北海道(医務薬務課看護政策係)において申請内容に特段問題がないと認められるときに、申請者の責任において指定申請中であることを明示して募集を開始するものとする。

### (1) 定員充足の見込み

既述のように、全国的に看護師学校養成所が増加する中、その牽引力となっているのは4年生大学及び3年課程養成所である。

平成4(1992)年6月の「看護師等の人材確保の促進に関する法律」の施行等を契機に、看護職を目指す学生においても4年制看護大学進学志向が高まり、進学者が増加を続けているが、北海道においては平成31(2019)年4月の看護師学校養成所入学者のうち大学は13校で1,107人を数えたのに対して、3年制看護師養成所は38校で1,477人である。

このうち高等学校卒業を学歴とする入学者の内訳は1,407名であり、引き続き看護職員を目指す高等学校卒業生の底堅い受け皿である。

同じく既述の帯広市医師会アンケート調査結果にあるように、帯広市以外の看護学校へ進学した者が年平均37.7人(24.3%)に達している。

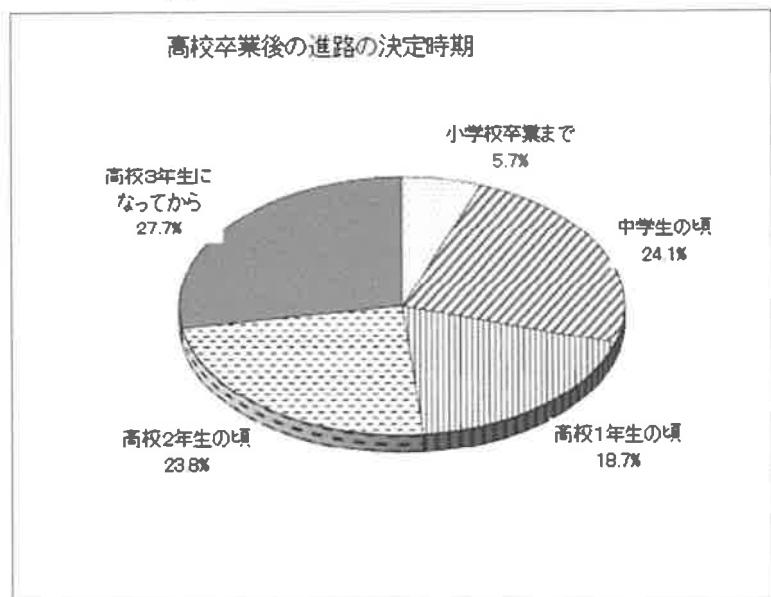
また、令和3(2021)年度の新入生受入を最後に帯広市医師会看護高等専修学校(入学定員40名)が募集を停止することや同校卒業生では例年10人近くが看護師養成所へ進学していることから、著しい地域偏在により700人近い不足と推計される需給状況にある北海道東部地域を視野に入れて、長期的に安定した学生確保ができるものと考えられる。

### (2) 学生確保に向けた具体的な取組み

学生確保に向けた取り組みとして、十勝・帯広をはじめ広く北海道東部エリア等において認知度を高めるための広報活動では、パンフレットやリーフレット等刊行物の作成・配布及びホームページに設ける特設サイトによるリアルタイムな情報発信を行うとともに、受験生募集のためのオープンキャンパス、マスマディア、受験産業メディアの活用、進学相談会への参加および高等学校訪問等により、年間を通して積極的に行っていく。

特に、最重要エリアである十勝二次医療圏だけに留まらず、推進エリアとして看護師需給状況が充足されていない日高、釧路、根室及びオホーツク地域を対象に捉え、専任教員予定者による進学相談会への参加や高等学校訪問等を積極的に行い、広く認知度の向上等に努めていく。

この場合において、国立教育政策研究所の調査「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査一次報告」(平成25年3月)では、高校卒業後の進路の決定時期について、「高校3年生になってから」が27.7%で最も多いが、「高校2年生の頃」23.8%、「高校1年生の頃」18.7%と、比較的極端な開きは見られない。こうした中、看護師養成所入学後の基礎分野履修科目等にも深く関連する高等学校における履修科目の選択時期等も視野に入れて、早い学年から積極的な取り組みに着手する必要がある。



なお、本校開設に係る広告は、看護師等養成所設置計画書が受理された後、保健師助産師看護師養成所の指定申請等に関する指導ガイドライン(以下、「申請指導ガイドライン」という。)の4「広告及び学生の募集行為に関する事項」に基づき、北海道(医務薬務課看護政策係)において申請内容に特段問題がないと認められるときに、申請者の責任において指定申請中であることを明示して広告を開始するものとする。

## 1

## 土地

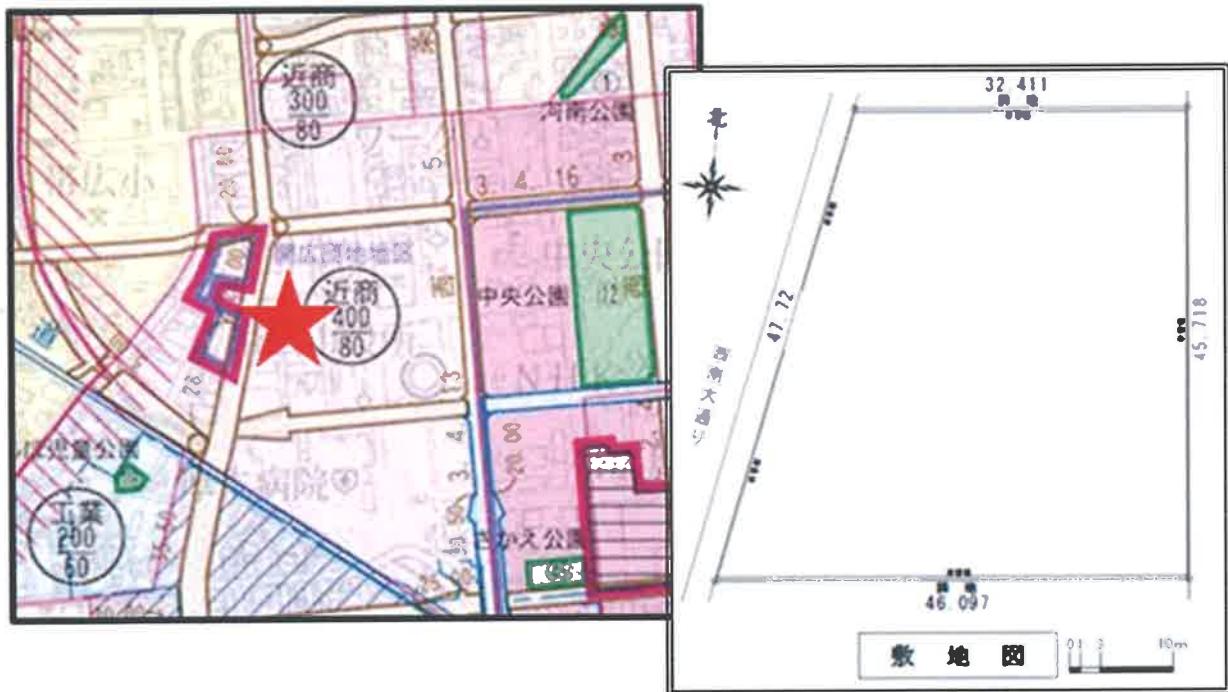
## (1) 整備用地の選定

設置者として帯広駅と中心市街地のエリアを中心に、複数の候補地選定のもと、①通学や実習先への交通の利便性、②十分な敷地面積の確保という条件に基づき比較検討を行った結果、帯広市から情報提供を受けた旧帯広市職員会館跡地を唯一の候補地として絞り込み、臨時総会の決議を経て、令和元(2019)年6月25日、帯広市長に支援要請を行った。

この要請に対して、同年12月26日に帯広市から支援の検討状況として「養成所建設用地として貸与する」との方向性が示された。

## (2) 整備用地の概況

整備予定地は、市職員の福利厚生や会議、研修などを目的に昭和45(1970)年に建設され、職員のクラブ活動や懇親の場などとして使用されてきた職員会館(鉄筋コンクリート造2階建・828.75 m<sup>2</sup>)が、築47年を経過して老朽化が進んでいる上、整備当時とは施設に求められるニーズも変化しているため、平成30(2018)年9月をもって閉館し、令和元(2019)年度初めに解体された跡地である。



## ア 地域地区

整備予定地は、都市計画法による用途地域が近隣商業地域と定められている。

位 置	帯広市西7条南7丁目3番地2
敷 地 面 積	1794.61m <sup>2</sup>
地 域 地 区 等	近隣商業地域、準防火地域
法定容積率・建ぺい率	容積率400%、建ぺい率80%

近隣商業地域は、主要道路沿いや駅前など交通の利便性が良い場所で、住宅地に隣接しているエリアに指定されるもので、帯広市都市計画道路西南大通(幅員36メートル・4車線)に面していることから、学生の居住地や外部講師の勤務先または居住地、さらには臨地実習先医療機関所在地とのアクセス利便性が高い。

用途制限として学校や事務所の建設が認められる一方で、風俗施設に制限があることから、良好な教育環境を確保することが可能である。

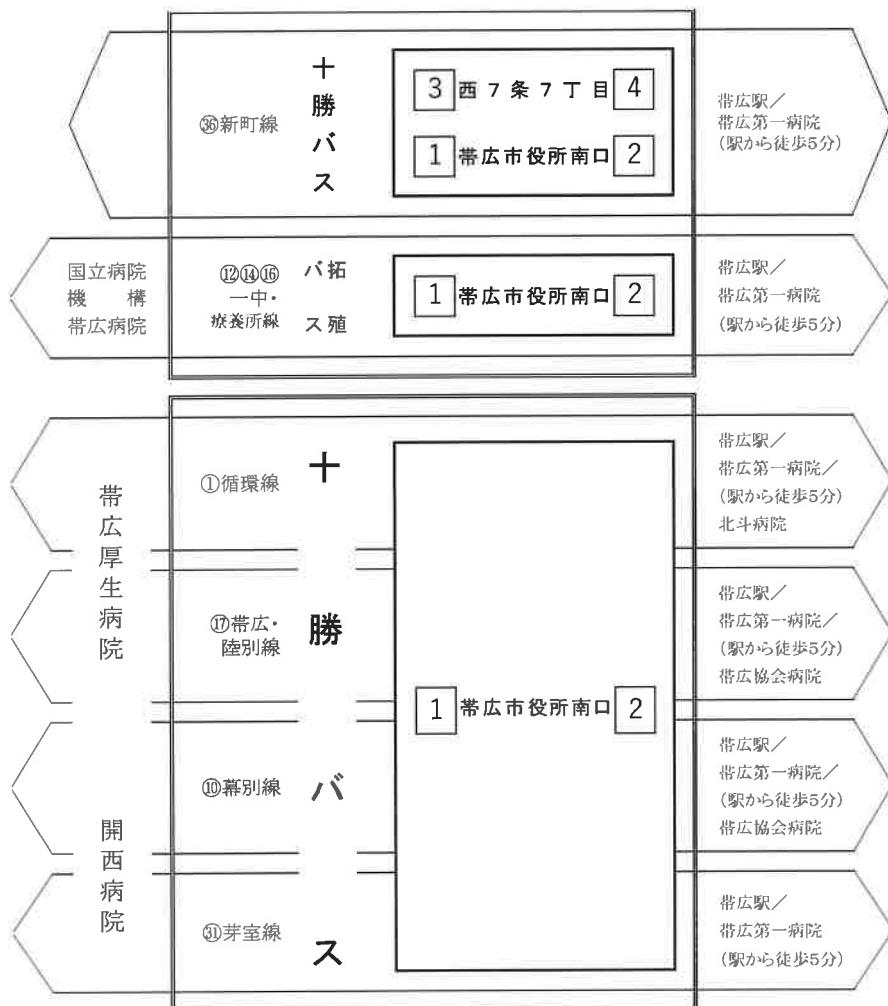
また、建ぺい率や容積率においても、住居系よりも緩く設定されることが一般的とされるところから、効率的な敷地利用を図ることが可能である。

## イ 交通アクセス

整備予定地への公共交通アクセスは、半径100m以内に上り下り路線各2個所のバス乗降場が設置されており、バス事業者2社により6路線(帯広・陸別線、幕別線、循環線、新町線、芽室線、一中・療養所線)が運行している。



この6路線は、JR帯広駅や周辺町の住宅地のほか、主要な医療機関等へのアクセスも利便性が高い。



また、道路交通アクセスでは、主要な官公庁や事務所機能が集積する地域に隣接していることから利便性が高く、主要な広域道路網が形成されていて、特に隣接している都市計画道路西南大通を経由して北十勝及び南十勝方面へと接続しているほか、東十勝方面へは通称電信通を経由して札内橋へ、西十勝方面へは都市計画道路白樺通へ経て芽室町方面と接続している。

## ウ 災害想定

### (ア)避難所

整備予定地が位置する地区の避難所(洪水、浸水、地震、火事)は帯広小学校であり、歩くによる移動距離は300m程度で、極めて至近である。

洪水時には、同避難所の3階に避難するほか、移動距離約150mの帯広市役所に避難することも可能である。

#### (イ) 地震被害想定

整備予定地周辺の地震想定に関しては、過去に幾度も甚大な地震被害をもたらされており、広く十勝一帯が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震震防災対策推進である。

平成14年10月に国土地理院が作成した都市活断層図によると、比較的狭い範囲で大きな被害が生じる恐れがある「緑ヶ丘断層」と呼ばれる活断層の付近に位置しているため、内陸型地震への備えは必要である。

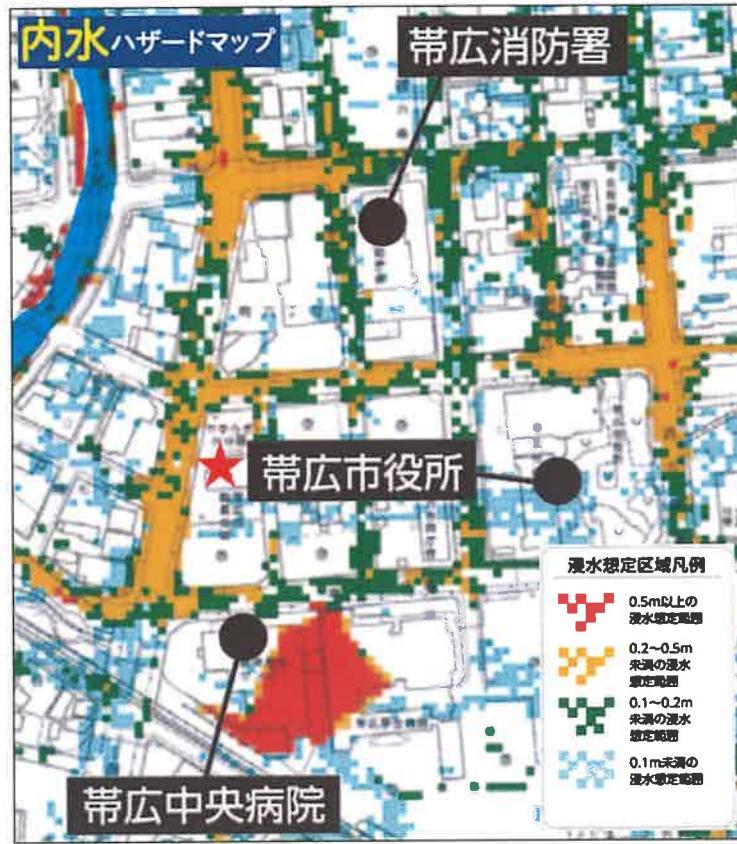


#### (ウ) 洪水・内水被害想定

整備予定地における水害想定について、「帯広市洪水ハザードマップ」では、1,000年に1回起り得る降雨（想定最大規模降雨）を基に国土交通大臣及び北海道知事により指定される1.0m以上3.0m未満の洪水浸水想定区域とされていて、災害対策活動の拠点となる帯広市役所本庁舎等と同じレベルに属している。



また、一時的に多量の降雨が生じた場合に、下水道や排水施設などで排水が困難となり発生する内水氾濫の浸水想定について、「帯広市内水ハザードマップ」では、整備予定地から南側に隣接する一部の場所において0.1m未満の浸水が想定されているほか、西側に隣接する西南大通一帯は0.2m以上0.5m未満の浸水が想定されている。



#### エ 中心市街地エリア

整備予定地は、「十勝圏の中核都市にふさわしい、魅力とぎわいにあふれるまち」を目指す中心市街地の姿に描く帯広市中心市街地活性化基本計画において中心市街地エリアに位置づけされている。

令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間を計画期間とする第三期基本計画は、「平日昼間を中心とした来街者を増やす」ことを目標の一つに掲げ、基本的な方針として、商業機能、事務所機能など多様な機能を有する施設整備のほか、起業等に関する支援事業を含む商業機能の充実に資するソフト事業などの実施により、平日昼間を中心にはまちなかを往来する者を増やすこととしている。

数値目標は歩行者通行量(平日昼間9~17時)を指標しているため、整備予定地は歩行者通行量調査18地点には加えられていないが、第二期計画における「目標の達成状況」として、「歩行者通行量については、平成30年の実績が24,235人で、基準値から約5.

8%の増となり、目標値を上回っている状況にある」「この要因としては、『開広団地再整備事業』によって商業店舗や飲食店が開業し、新たなにぎわいなどの効果が生まれたほか、『商店街活性化事業演出・催事実施事業』や『街なかコミュニティ・ホテル事業』など、来街を誘引する特色ある取り組みが、計画事業として着実に実施されたことなどが挙げられる」と評価している。

こうした評価を踏まえると、開広団地再整備事業に隣接する本校の建設は、新たに中心市街地エリアへエリア外から学校及び事務所機能を移転・新築するものであり、計画が目指す「平日昼間を中心とした来街者を増やす」ことに寄与することも想定される。



#### オ 駐車場整備地区

整備予定地は、用途地域が近隣商業地域であることから、道路交通の円滑化を図り、もって都市機能の維持及び増進に寄与することを目的として制定された「帯広市建築物に

おける駐車施設の附置等に関する条例」(以下、「駐車場附置義務条例」という。)が定める適用範囲のうち、都心地区対象区域内に位置している。

駐車場附置義務条例では、事務所など特定用途の建物及び学校など非特定用途の建物が混合する建築物を新築する場合で、その床面積の合計(特定用途に供する部分の床面積と非特定用途に供する部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計)が $1,000\text{m}^2$ を超える建築物は、駐車場附置義務条例第4条に基づく駐車施設の一般附置の対象となる。この場合における台数

を算定する基準値として、特定用途に供する部分には $150\text{m}^2$ ごとに1台、非特定用途に供する部分 $350\text{m}^2$ ごとに1台と定められている。

また、事務所など特定用途に供する部分を有する建築物を新築する場合で、特定用途に供する部分の床面積が $2,000\text{m}^2$ を超える建築物は、駐車場附置義務条例第5条に基づく荷さばきのための駐車施設附置の対象となり、事務所の用途に供する部分 $5,000\text{m}^2$ ごとに1台を基準値としている。

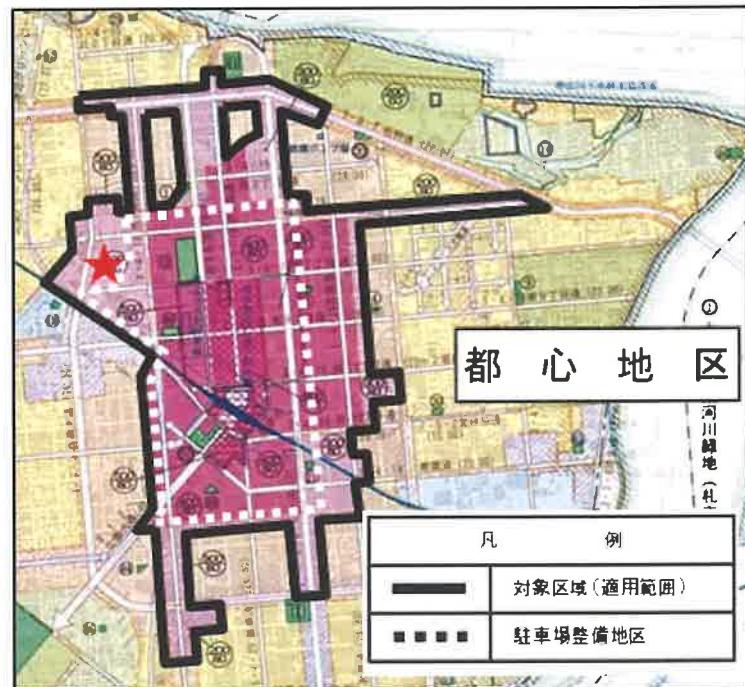
### (3) 整備用地に係る帯広市の支援

令和元(2019)年6月25日、帯広市医師会は帯広市に対して「看護師養成所(3年課程)設立に対する支援についての要請書」を提出した。

このなかでは、①旧職員会館跡地を唯一の候補地として絞り込みを行ったこと、②具体的な設置場所や敷地面積等が確定されなければ、今後の養成校の建設費等の試算が困難であるほか、設置計画策定や教員確保等の作業に遅れが生じることを理由として説明し、次の事項を要請した。

要請事項1「建設用地の確保に関する支援」

要請事項2「建設用地・建設費・設備費等の初期費用に係る支援」



これに対して、帯広市は同年12月26日、次のように支援の方向性に係る検討状況を説明した。

旧職員会館跡地を養成所建設用地として貸与するとともに、土地の使用料については、養成所使用分について無償の方向で検討している

看護師養成所使用分に係る無償貸与に関しては、地方自治法及び帯広市の関係条例の定めるところにより、公共的団体において公用若しくは公用又は公益事業の用に供するときは、普通財産を無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができるとの定めに基づくものである。

#### 帯広市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例

##### (普通財産の無償貸付又は減額貸付)

第5条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

(1)他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公用又は公益事業の用に供するとき。

(2) 略

#### (4) 賃貸借契約

帯広市との間で市有地に係る賃貸借契約を締結する。

整備予定地に関しては、①北海道に提出する養成所設置計画書の参考資料8「土地・校舎・に関する書類」として貸借契約書が定められていること、及び②設置の認可を受けようとする年度の前々年度の9月30日までに総合振興局長を経由(進達依頼)して北海道知事に提出する専修学校設置認可計画書には「施設の概要」のうち「(1)校地の総面積」に校地の所有者の住所及び記載するとともに、「校地及び校舎の図面及び権利関係を証明する書類」を添付しなければならない。

このため、看護師養成所設置計画書の提出を予定している令和3(2021)年9月までに契約締結及び公正証書作成等に係る所要期間の確保を踏まえて、協議を進める。

##### ア 賃貸借契約の期間

運営指導ガイドラインの第7「施設設備に関する事項」では、土地及び建物の所有等について「設置者の所有であることを原則とすること。ただし、貸借契約が長期にわたるものであり、恒久的に学校運営ができる場合は、この限りではないこと」と定めていることから、賃貸借期間については、「恒久的に学校運営ができる」ものであることが必要である。

帯広市においては、借地借家法第23条第1項に基づき、存続期間を30年以上50年未満とする事業用定期借地権の設定を基本とした検討が行われている。

この法定存続期間のうち、令和3(2021)年2月時点では、貸付期間を工事着手時から令和35(2053)年3月31日までの31年前後とする方向で検討が行われている。

北海道等の補助を受けて整備を予定している本校の建物用途は学校であり、構造は鉄筋コンクリート造を予定しているが、この場合、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第一に定めるところにより、法定耐用年数が47年であることを踏まえる必要がある。

また、帯広市民と市がまちづくりの方向性について共通の認識に立ち、それぞれの役割を担いながら、複雑・多様化する地域課題に取り組み、住みよい地域社会を実現するための協働の指針として策定した第七期帯広市総合計画においても、「長期的な視点を持って、施設の機能が効果的に発揮されるよう、公共施設等の長寿命化」に取り組むこととしていることからも、公用地の賃貸借契約上、十分な契約期間が確保される必要がある。

この場合、当初の契約期間に関わらず、法定存続期間の範囲内で当該契約の変更または当初契約の終期の翌日を始期とする再契約締結の方法が考えられることから、当初契約満了時における原状回復の取り扱いに配慮される契約内容について、引き続き協議していく。

なお、併設を検討している医師会事務所については、法定耐用年数は50年であるが、公的補助を予定しておらず、また、帯広市において公益的事業の用に供するものと認められない現状にあることから、事務所部分が法定耐用年数を待たずに原状回復して賃貸借契約を満了することはやむをえないものと考えざるをえない。

#### イ 賃貸借料

使用料に関して、帯広市が「養成所使用分について無償の方向で検討している」と説明していることから、これを除く部分は有償の賃貸借契約となるものである。

帯広市行政財産使用料条例第2条・別表の定めるところにより、土地の使用料(月額)は、当該土地の時価×4／100×1／12により算出される。

2

施設整備

#### (1) 施設整備基本方針(粗案)

令和5(2023)年4月の開校を目指す本校の施設整備にあたっては、「十勝・帯広で生活する人びとの健康と生活過程を支える保健医療福祉に貢献できる人材を育成する」という教育目

的(案)を達成するために必要な校舎及び諸室等の配置や空間構成を検討する。このため、望ましい機能等の基本的な事項について整理しようとする。

1 十勝・帯広で活躍する有用な看護師を目指す学びの場として、機能的で効果的な教育環境を十分に確保する。

①講義と実習の場の確保

<運営指導ガイドライン>視聴覚教室、演習室、情報処理室、学校長室、教員室、事務室、応接室、研究室、教材室、面接室、会議室、休養室、印刷室、更衣室、倉庫、及び講堂を設けることが望ましいこと。

図書室の面積は、学生の図書閲覧に必要な閲覧机の配置及び図書の格納のために十分な広さを有すること。図書室の効果を確保するためには、他施設と兼用とすることは望ましくないこと。

実習室と在宅看護実習室とを兼用とすることは差し支えないが、設備、面積、使用に当たっての時間的制約等からみて教育効果に支障を生ずるおそれがある場合には、専用のものとすることが望ましいこと。

専門領域の校内実習を行うのに必要な設備を備えた専用の実習室を有すること。

実習室には、学生4人に1ベッド以上確保し、1ベッド当たり11m<sup>2</sup>以上の広さを有すること。なお、実習室には、沐浴槽、手術用手洗設備、給湯・給水の設備等を設けるとともに、校内実習に要する機械器具、リネン類等を格納する場所を備えること。

②学生や卒業生の自発的な学習意欲を支援する場の確保・提供

グループ討議や個別学習指導、カウンセリングが可能な空間の確保

卒業生等にも図書室利用の開放を検討

③学生生活の場として快適な空間・施設の確保

④変化に対応できる施設整備

進化・発展するICTの活用に柔軟に対応できる設備

災害発生時等を想定したリモート教育が可能な施設・設備

将来の修学年限延長等に対応が可能な施設・構造

2 自然に優しく、災害に強く、効率的な管理と利便性が図られる施設・設備を整備する

①地域の環境資源を活用したエネルギーの利用促進

②災害発生時においても業務継続を持続させる施設整備

③学生の動線に効率的に対応するエントランスや事務室等諸室の配置

3 一般社団法人帯広市医師会との機能的で効果的な施設利用が図られる施設配置

①医師会主催の市民公開講座・講演会や学校・医師会諸会議にも利用可能な諸室の機能的な配置<運営指導ガイドライン>やむを得ず、他施設と併設する場合は、養成所の運営上の制約を受けることのないよう配慮すること

## (2) 施設整備・諸室配置概要の検討

構造 鉄筋コンクリート造2階建て

延べ床面積 1, 882. 22m<sup>2</sup>(医師会事務局を含む)

うち看護師養成所部分1, 720. 54m<sup>2</sup>

### 主な施設配置

<1階>教務室(講師控室コーナーを含む)、事務室、情報処理室、図書室、指導室、学生ホール、更衣室等

<2階>教室、基礎・成人看護実習室、母性小児看護実習室、在宅・老年看護実習室、研修室、教材室等

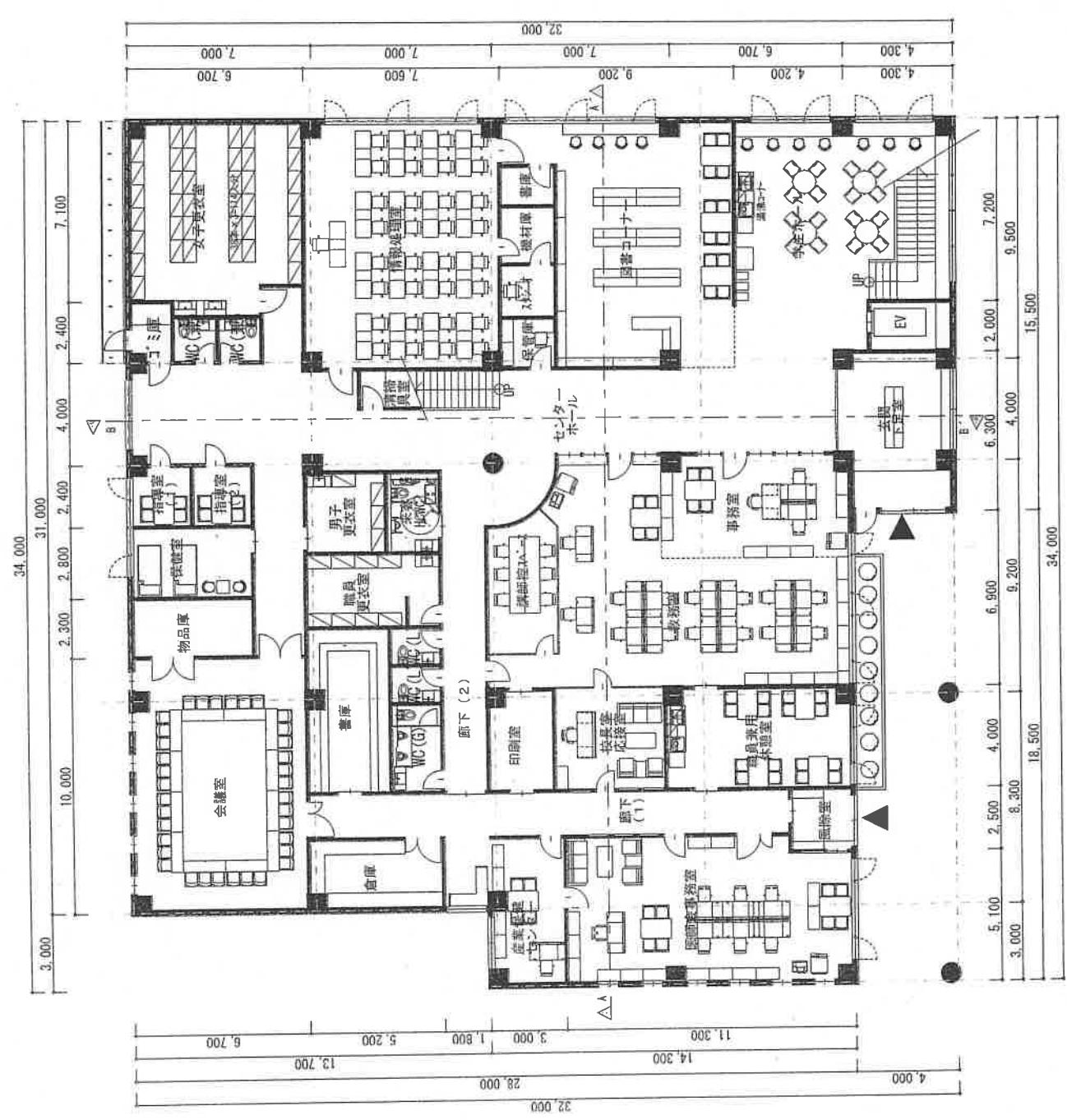
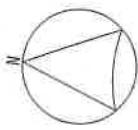
これらの諸室のうち、次の事項については、令和元(2019)年10月15日に取りまとめられた看護基礎教育検討会報告書の内容や令和2(2020)年10月30日付けで改正された運営指導ガイドラインを踏まえて、新たに盛り込んだものである。

- 看護基礎教育においてもICTを活用するための基礎的能力を養うことが重要との考え方に基づき、情報処理室(74. 48m<sup>2</sup>)や附属スタジオを設置
- 学生の生活相談、カウンセリング等を行う体制の確保を図るため、指導室(定員4人・約6m<sup>2</sup>を2室)や保健室(13. 16m<sup>2</sup>・2床)を設置
- 主体的な学習や小集団による学習・討議を支援するため、研修室(定員4人・約9m<sup>2</sup>を3室)や研修スペース(42. 5m<sup>2</sup>)を設置
- 快適な学生生活の場を提供する学生ホール(約55m<sup>2</sup>)を設置

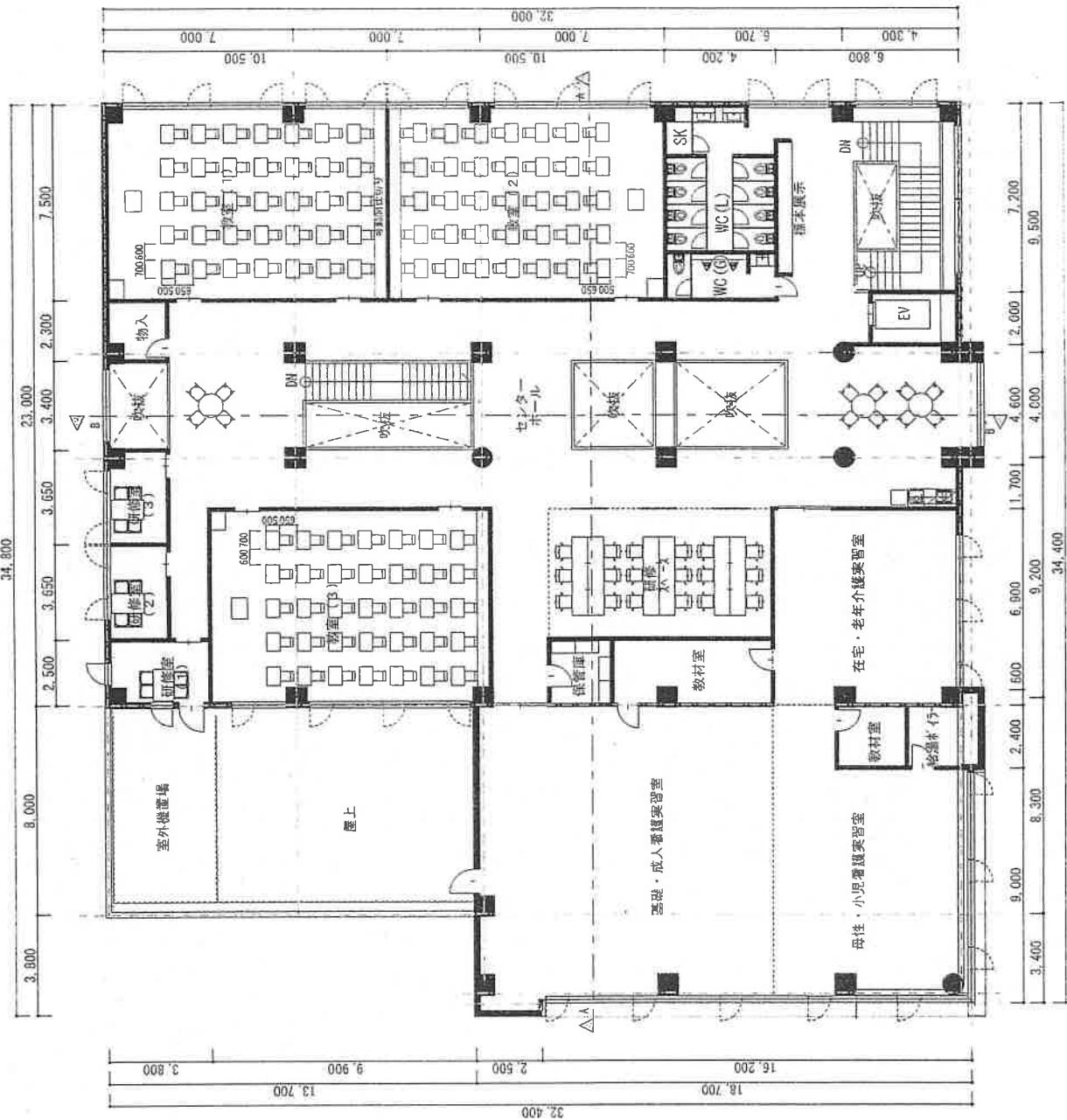
また、「一般社団法人帯広市医師会との機能的で効果的な施設利用が図られる施設配置」では、次のような施設利用を想定する。

- 十勝・帯広地域の健康課題に関して、市民にも公開して、本校学生もともに学べる健康講座や講演会、セミナーを開催するほか、複数学年を対象とする教育活動にも取り組めるよう、2階に設置する教室(1)及び教室(2)は間仕切りを可動式とする。
- 労働安全衛生法に基づき、小規模事業場の労働者に対する保健指導、健康相談などの産業保健サービスを提供するため、医師による面接指導を実施する場として、帯広地域産業保健センター専用室を配置し、会員による相談体制の充実を図る。

## (3) 諸室配置平面図



一階平面図



2階平面図

## (1)駐車場

外部講師や学校運営会議等関係者、仕入れ事業者等の利用に供するため、敷地内南側に16台分(障害者等用を含む)の駐車スペースを配置する。

整備予定地が駐車場附置義務条例に定める適用範囲のうち都心地区対象区域内に位置し、かつ医師会事務局部分が該当する特定用途面積と看護師養成所部分が該当する非特定用途面積の2分の1の合計が $1,000\text{m}^2$ を超えるため、一般附置等基準の適用を受けることになる。

一般附置は、特定用途に供する部分に関して2台、非特定用途面積に関して5台が、それぞれの基準値ではあるが、建築物の延べ面積が $6,000\text{m}^2$ に満たないため、当該合計した数値に調整係数を乗じることにより得られる基準台数は普通乗用車( $2.5\text{m} \times 6.0\text{m}$ )1台である。

また、荷さばき附置は、事務所の用途に供する部分が $5,000\text{m}^2$ ごとに1台を、百貨店その他の店舗の用途及び倉庫の用途以外の用途に供する部分が $4,000\text{m}^2$ ごとに1台を、特定用途に供する部分の床面積が $2,000\text{m}^2$ を超える場合を対象としているため、基準台数は適用されない。

		一般附置			荷さばき附置		
		対象となる建築物の規模	台数を算定する基準値	基準台数	対象となる建築物の規模	台数を算定する基準値	基準台数
延べ床面積	㎡ 1,882.22	特定用途面積+非特定用途面積の2分の1が $1,000\text{m}^2$ 超	該当	台 台	特定用途と非特定用途が混合し、特定用途面積が $2,000\text{m}^2$ 超	非該当	台 台
看護師養成所部分	$1,720.54$	$2,000\text{m}^2$ 超	非該当	$350\text{m}^2$ ごとに1	5.00		事務所の用途に供する部分 $5,000\text{m}^2$ ごとに1
事務局部分	$161.68$	$1,000\text{m}^2$ 超	非該当	$150\text{m}^2$ ごとに1	2.00		0

このため、駐車場附置義務条例第9条に基づき、建築確認申請の14日前までに附置する駐車施設の位置、規模及び構造等を記載して駐車施設設置届出書(様式第1号)を帯広市長に提出するものとする。

なお、職員及び学生用駐車場の利用に供する駐車場は周辺の賃貸物件を対象に、専用借り上げや契約情報の提供により利用の促進を図ることとしており、路上駐車は厳に抑止し、周辺の生活環境への影響は最小化するものである。

## (2) 駐輪場

職員や学生等が自転車を利用して通勤・通学する者の利用に供するため、敷地内西側に駐輪車スペースを配置し、路上駐輪は厳に抑止する。

## (3) 緑化

帯広市では、緑の保全と創出に努め、豊かな緑につつまれた美しく明るい生活環境をつくり、文化的で安らぎと潤いのあるまちづくりを進めるため、帯広市緑のまちづくり条例(以下、この節において「条例」という。)を制定し、第9条で事業者に対して工場その他の事務所等(以下、「工場等」という。)の敷地において、緑化の推進等に係る努力義務を課すとともに、緑化に係る計画書の作成及び市長と協議することを義務付けしている。

本校は、主要用途が学校教育法第124条による専修学校であることから、建築基準法第6条第1項第1号に定める「別表第一(い)欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの」に該当(用途記号08120)している。

このため、条例施行規則第3条第2項第2号に規定する工場等(建築基準法第6条第1項第1号から第3号までに規定する建築物)に該当することから、帯広市緑化協議制度実施要領(以下、この節において「要領」という。)に基づく緑化の推進等に努める。

本校に適用される緑化基準は、要領別表第1(第3条関係)に規定する「工場等を建築する場合(1,000m<sup>2</sup>以上の敷地を有するもの)」により、次の算定式が適用される。

- (1)(敷地面積 - 建築面積) × 1/3 × 1 本 / 10m<sup>2</sup>以上の高木を植栽する。
  - (2){敷地面積 - (敷地面積 × 建ぺい率 × 60%)} × 1/3 × 1 本 / 10m<sup>2</sup>以上の高木を植栽する。
- ※上記のうち、いずれかを満たすものとする。

上記2つの算定式で得られる緑化基準は、高木換算(成木時10m以上程度)で(1)が28本、(2)は32本であることから、高木換算28本以上の緑化を行うものとする。

また、条例第9条第2項に基づき、緑化基準に適合する緑化計画書を作成して、建築確認申請前に帯広市長へ提出し、緑化協議を行なうものとする。

## 4

### 概算建設工事費用

建設工事費は、建築主体工事費、電気設備工事費、給排水設備工事費、機械設備工事費及び外構工事費等により構成され、諸室配置計画を踏まえ、照明や給水設備など詳細な検討を経て積算される。

整備基本計画(案)作成時における概算工事費(外構工事費を除く)は、便宜上、平成30(2

018)年度の準備段階における建築単価により試算するものとする。

また、看護師養成所相当部分を按分し、北海道の令和元年度看護師等養成所施設整備補助金交付要綱に参照した補助基本額等を参考した財源内訳は、次のように試算される。

(単位:百万円)

		総事業費	うち看護師養成所分	うち医師会事務局分
整施設備・設備費	施設整備費	573.7	524.4	49.3
	設備整備費	55.0	50.3	4.7
	施設設備整備費合計	628.7	574.7	54.0
財源内訳	自己資金	100.0	100.0	
	北海道補助金(基本額)	151.4	151.4	
	帯広市補助金(基本額)	151.4	151.4	
	借入金	225.9	171.9	54.0
	財源合計	628.7	574.7	54.0

財源内訳のうち、建物建設に係る北海道補助金については、令和元年度看護師等養成所施設整備補助金交付要綱によると、養成所の新築等に要する工事費又は工事請負費を対象経費として、学生定員一人あたり20m<sup>2</sup>を上限とする基準面積に、鉄筋コンクリート構造の1m<sup>2</sup>あたり基準単価168千円を乗じて得られる基準額に対して、補助率2分の1を乗じて得られる額を基本額として、予算の範囲内において決定される扱いである。

整備基本計画(案)における看護師養成所部分の延べ床面積は基準面積(2,100m<sup>2</sup>)を下回る1,720.54m<sup>2</sup>と想定していることから、この床面積に基準単価を乗じた2億8,905万1千円の2分の1を基本額と試算する。

また、設備整備については、平成28年度看護師等養成所設備整備費補助金交付要綱によると、初度設備整備に必要な標本、模型及び教育用機械器具の購入費を補助対象として、1か所あたり基準額1千371万6千円に対して、補助率2分の1を乗じて得られる額を基本額として、予算の範囲内において決定される扱いであることから、685万8千円と試算する。

平成31(2019)年6月に帯広市へ要請した支援については、帯広市が一般財団法人地域総合整備財団(ふるさと財団)のふるさと融資を借り入れて複数年度にわたり補助する考え方などを検討してきた経緯はあるが、整備基本計画(案)作成時点においては、北海道補助と同様の考え方を基本とし、地域活性化事業債を活用して建設年度に一括支援する方向で説明を受けている。

このほかの財源としては、設置者による自己資金を充てるとともに、残余の額は長期資金の借り入れによって賄うこととする。

## 1

## 組織

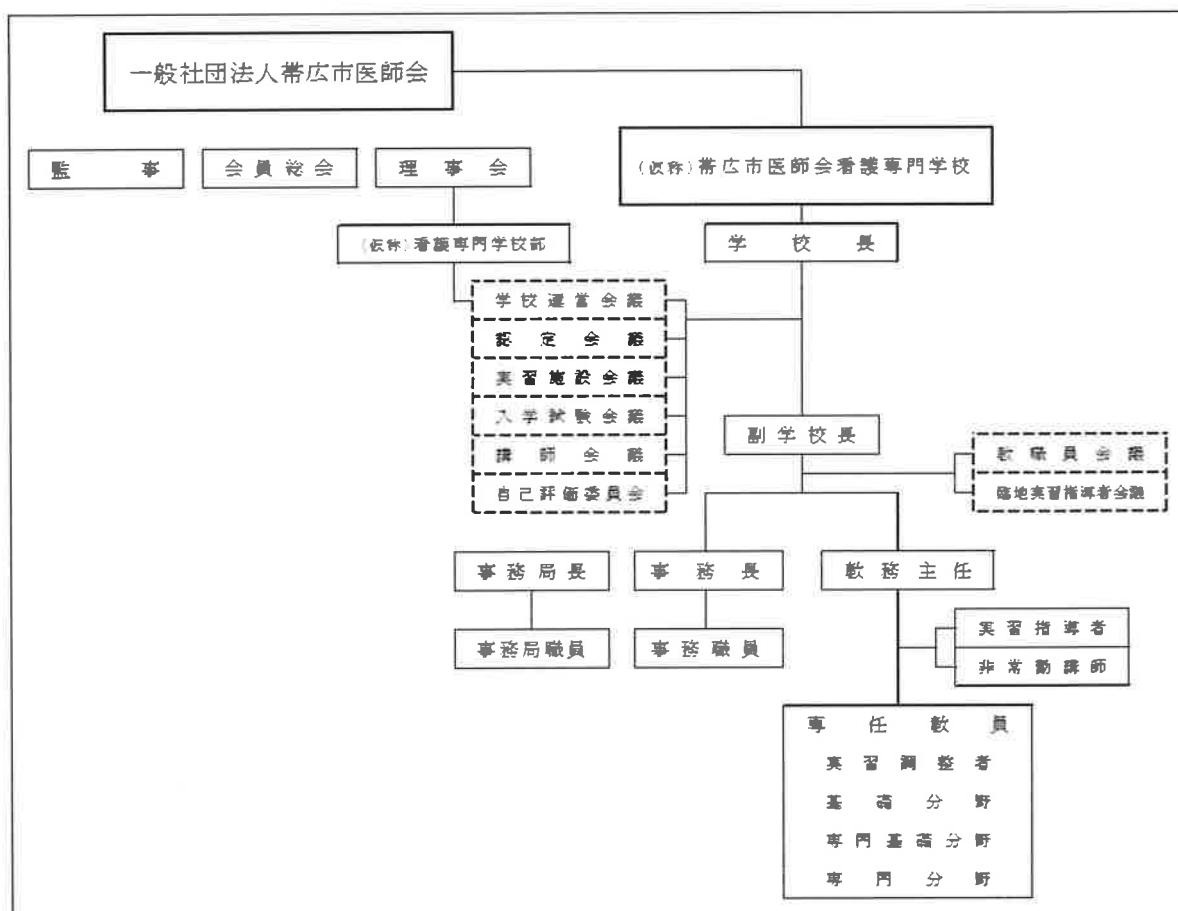
## (1) 養成所の長

本校の組織は、一般社団法人帯広市医師会のもとに置き、養成所の長の呼称は「校長」とする。

また、養成所の長である校長を補佐するため、看護職員である専任の職員を置き、呼称は「副校长」する。

## (2) 組織

校長のもとに教員及び事務職員を置くほか、学校運営会議等必要な組織を置くこととし、学則及び関係規程に目的、構成及び所掌事項等を定めるものとする。



## (1)教員

専任教員は11人体制を目指とする。

専任教員は、運営指導ガイドラインに基づき、看護師養成所3年課程にあっては8人以上確保することが条件とされている。

このため、開設時には8人を確保するとともに、逐年、看護教員養成講座受講予定者1人を採用・養成するなどして、開設2年度目以降、毎年、専任教員として1人ずつ増員(受講修了者又は前年度に養成講座を受講者)する。このことにより、令和8年度に専任教員11人体制を構築する。

運営指導ガイドラインにより、看護師養成所の専任教員となることのできる者は、①保健師、助産師又は看護師として5年以上業務に従事した者及び②専任教員として必要な研修を修了した者又は看護師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者のいずれにも該当する者であることが必要である。

令和3年3月時点において在職している専任教員の要件具備状況は、次のとおりである。

区分	年 代	専任教員 養成講座 受 講	看護職員 従事年数	教 員 経験年数	専任教員 就業 年度
A	40歳代	受講済み	11年	10年	平成22年度
B	40歳代	受講済み	16年	6年	平成26年度
C	60歳代	受講済み	37年	4年	平成28年度
D	40歳代	受講済み	19年	3年	平成28年度
E	30歳代		15年	1年	平成31年度
F	40歳代	受講予定	17年	0年	平成31年度
G	50歳代	受講済み	29年	0年	平成31年度
H	40歳代	受講予定	21年	0年	令和2年度

北海道知事に看護師養成所設置計画書を提出した後に、専任教員が既設の看護師養成所に赴いて実務者研修を実施する。

## (2)事務職員

また、事務職員は、令和2年10月の運営指導ガイドライン改正により「専任教員の教務事務等の業務を支援する事務職員を、学生数等を勘案して1名以上配置する扱い」となっていることから、2人程度の専任体制とする。

### (1)自己点検・自己評価

教育活動等に関する自己点検及び自己評価(以下、「自己点検・自己評価等」という。)は、平成19(2007)年12月26日に施行された学校教育法(以下、この項で「法」という。)の一部改正により新設され、法第42条により規定されているもので、教育活動その他の学校運営の状況について、実情に応じ、自ら評価を行うための適切な項目を設定し、自ら評価を行い、その結果を公表するものである。また、その結果に基づいて学校運営の改善を図るために必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならないものである。

専修学校における自己点検・自己評価等は、平成14年3月の「専修学校設置基準」改正により努力義務化された後、平成19年の学校教育法改正に伴い同法第133条に基づき準用する扱いで義務化されたものである。

法第42条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

法第133条 (前段省略)第42条から第44条までの規定は専修学校に、第105条の規定は専門課程を置く専修学校に準用する。(後段省略)

法施行規則第66条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

法施行規則第68条 小学校は、第66条第1項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

看護師養成所に関する自己点検・自己評価等について、運営指導ガイドラインに基づく提出書類3「学則」において、学則の細則に定める事項として例示されている。

なお、社会人入学生支援の方策として、雇用保険の被保険者を対象として、専門学校の職業実践専門課程などの中長期的なキャリア形成を支援する厚生労働大臣指定の講座を受けた場合に、教育訓練経費の50%相当額を支給する「職業実践専門課程」の認定にあたっては、文部科学省ガイドラインで示された評価項目で評価を実施し、その結果を公表することが要件とされている。学生の負担軽減及び修学継続支援の観点からも、自己点検・自己評価に実施に向けて体制整備を図るものとする。

厚生労働省は平成15(2003)年2月、看護師等養成所の教育活動等に関する自己評価指針作成検討会を設置して検討を行い、同年7月25日に9カテゴリーとその下位項目に係る125の設問を3段階で評価する

また、文部科学省生涯学習政策局は平成25(2013)年3月、専門学校の評価項目・指標等を検討する際の視点となる例として、11の領域に区分し、全体で63の評価項目に係る設問に対して4段階の評点で評価する内容の報告書を取りまとめている。

これらを参照として、自己点検・自己評価に実施に向けて、評価項目や評価方法等に検討を進め、学則(細則)及び関係規程を整備する。

厚 生 労 働 省 檢 討 会 報 告		文 部 科 学 省 ガ イ ド ラ イ ン	
I	教育理念・教育目的	(11項目)	(1) 教育理念・目的・人材育成像 (5項目)
II	教育目標	(7項目)	(2) 学校運営 (8項目)
III	教育課程経営	(31項目)	(3) 教育活動 (14項目)
IV	教授・学習・評価過程	(17項目)	(4) 学修成果 (5項目)
V	経営・管理過程	(36項目)	(5) 学生支援 (10項目)
VI	入学	(2項目)	(6) 教育環境 (3項目)
VII	卒業・就業・進学	(8項目)	(7) 学生の受入れ募集 (3項目)
VIII	地域社会／国際交流	(10項目)	(8) 財務 (4項目)
IX	研究	(3項目)	(9) 法令等の順守 (4項目)
			(10) 社会貢献・地域貢献 (3項目)
			(11) 国際交流(必要に応じて) (4項目)

なお、文部科学省ガイドラインによると、自己評価を実施している私立専修学校は62.2%であり、当該結果公表しているものは17.1%である。

## (2)学校関係者評価及び第三者評価

学校教育法施行規則第67条では、学校が行った自己点検・自己評価等の結果に対して、学校関係者による評価及び公表することの努力規定を定めている。

第67条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者(当該小学校の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

また、法及び同施行規則に定めはないが、文部科学省ガイドラインでは第三者評価についても「当該学校と直接関係をもたない専門家や学校運営に係る外部の専門家による独立性の高い評価活動を促していくことが必要」であるとして、「評価項目・指標の設定など具体的な評価の在り方」を「引き続き検討する」としており、検討動向の把握に努める。

学生納付金の設定にあたっては、充実した教育環境等の提供を念頭に据えつつも、安定的な学校運営を継続していくこととの両立を図る一方で、経済的理由による進学の断念や中途退学を防止するため、学生及び保護者にとって過度の負担とならないことにも配慮し、総合的な視点から検討する。

看護師養成は、最善のケアを提供できる実践力を身につけるため、学校内での講義や演習に加え、病院や施設における現場実習に臨むこととなるため、実習にかかる費用は学生の負担となることや、看護師を目指す学生の学びを支援するため、手厚い指導(教員を多く配置)を行うものである。

のことから、看護師養成所運営に係る財務的な視点と教育を通じた学生納付金の学生への還元など、受益者に対する説明責任の観点を踏まえるとともに、類似の看護師養成所の学生納付金の設定状況を勘案した。その上で、完成年度における教育経費比率や経営経費依存率を見極めつつ、人件費及び教育研究や管理運営に係る経常経費等の財務予測による実質的な採算分岐点に基づく金額として、北海道内の看護師養成所3年課程の学生納付金を参考しながら、学生の負担金の額を設定することとする。

また、初期投資・初度調弁及び施設維持に要する施設整備費の徴収を検討する。

なお、帯広市医師会による十勝総合振興局管内高等学校を対象とした「看護系の学校を志望する生徒に関するアンケート」(令和元年5月)の自由記載欄には、学生負担に関して次のような記述が見られた。

○低所得世帯の子供が進学できるような学費の設定にしてほしい。

(看護に関心があっても経済的理由により進学を断念するケースが見られます)

○学費の面で心配のない仕組みがあれば

○現在金銭的に進学を断念する生徒が多いため奨学金(給付型)または独自の条件を出した奨学金があることが望ましい

のことから、経済的理由により修学困難な学生を支援するため、卒業後1年以内に免許を得し、定められた施設に定められた期間従事した場合に返還が免除される北海道看護職員養成修学資金貸付金や医療機関、市町村による奨学金制度のほか、進学への意識や進学意欲がある専門学校等に国が授業料等の減免と給付型奨学金(返済不要)の支援をする高等教育の修学

支援新制度や働く方の主体的な能力開発の取組み又は中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的として、教育訓練受講に支払った費用の一部を支給する教育訓練支援給付金などについて、その活用が可能な条件を整備するとともに、学生や保護者に対して積極的・効果的な情報提供を図る。

学生の経済的支援に関する制度の代表的な例は、次のようなものがある。

#### ア 北海道看護職員養成修学資金貸付金

北海道における看護職員の充足を図るために、将来道内において看護業務に従事しようとする看護師等の学生に対し、その修学に必要な資金を貸付し、優秀な看護職員を育成することを目的とする。

貸付をした修学資金(月額32,000円)は、卒業後1年以内に免許を取得し、定められた施設に定められた期間従事した場合に返還が免除される(要件を満たさない場合は返還)。

#### イ 国が実施する「高等教育の修学支援新制度」(日本学生支援機構)

しっかりとした進学への意識や進学意欲があれば、家庭の経済状況に関わらず、専門学校等に進学できるチャンスを確保できるよう支援をするもので、法令の条件を満たすことの確認を受けた専門学校等(専門学校では62%が対象校として認定)で学ぶ学生を対象に、入学金免除(最大16万円)や授業料免除(年間最大59万円)、給付型奨学金等の支援を行う。

#### ウ 教育訓練給付制度

働く者の主体的な能力開発の取組み又は中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とし、教育訓練受講に支払った費用の一部が支給されるほか、初めて専門実践教育訓練(通信制、夜間制を除く)を受講する者で、受講開始時に45歳未満など一定の要件を満たすものには、訓練期間中、失業状態にある場合に訓練受講をさらに支援するため、「教育訓練支援給付金」を支給するもの。

#### エ 高等職業訓練促進給付金等事業

ひとり親家庭の親が養成機関で修業する場合に、生活の負担の軽減を図り、専門的な資格取得(看護師を含む)を容易にすることを目的として、児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあるなどの条件に該当する市内居住ひとり親家庭の母又は父に対して職業訓練給付金を支給するもの。

#### ウ 医療機関による奨学貸付金制度

制度を設ける医療機関に入職する看護専門学校等在学生に対して、返済無利子の奨学貸付金を貸与もしくは返済不要の奨学金を給付するもの。

このほか、医療機関による運営協力金制度創設の検討を進める。

本校の財務運営については、一般社団法人帯広市医師会における独立した会計としての位置づけであり、教育及び実習等に要する経費のほか、施設・設備の維持管理及び整備、教員等に係る人件費を学生納付金及び北海道をはじめとする各種補助金収入等で賄うものである。

このため、在学生の確保に努めることはもとより、教育の質の向上のために必要な資金確保を計画的に確保するとともに、補助金等を適正な算定や効率的な施設の管理運営等によりコストの抑制を図ることを目指す。

このうち、運営経費は、次により構成する。

- ①専任教員、講師等の確保に要する経費
- ②臨地実習施設の確保に必要な経費及び教育備品及び図書等の更新・整備に要する経費
- ③施設・設備の安全・効率的な管理に要する経費
- ④初期投資・初度調弁に係る借入金及び利息返済経費

また、運営財源は、次により構成する。

- ①主な看護師養成所の学生納付金を参考とした授業料等、初期投資・初度調弁及び施設維持に要する施設整備費を徴収  
(学生負担額の軽減のための協力金を検討するほか、各種給付金等を活用)
- ②北海道及び帯広市の看護職員養成施設運営支援事業費補助金による支援
- ③十勝医師会等による支援
- ④設置者による負担

中期的な財政収支計画を見込むにあたっては、初めて卒業生を輩出する翌年度から北海道看護職員養成施設運営支援事業費補助金に就業状況調整率が反映されることから、令和8(2027年)年度を基礎的な収支バランス確保の目安とする。それまでの期間については、第16回臨時総会(令和元年12月開催)決議を経て増額改正されている会費収入額を臨時財源として充てることを視野に入れる。

なお、開校時における施設建設及び設備整備に充てた借入に係る償還金が生じるが、過度な負担とならない返済条件のもと、設置者及び受益者たる施設利用者(学生)の負担金を充てるものとする。

平成30年度の検討において作成された運営予算シミュレーションを基本としつつ、施設整備・

諸室配置概要の検討を行った時点における概算工事費用及び北海道等補助金その他の検討状況を反映するとともに、卒業生の地元医療圏就職状況による北海道等の運営支援が反映される設立4年目(令和8年度)の基礎的収支を見据えて見直しした運営予算シミュレーションは、次のとおりである。

		(単位:百万円)					
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
収入	学生負担金等	46.4	84.3	122.3	122.5	122.5	122.5
	北海道・帯広市補助金	22.2	22.5	22.7	27.3	27.3	27.3
	他団体助成金	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8
	設置者負担	27.6	27.6	27.6	5.0	5.0	5.0
収入合計		97.0	135.2	173.4	155.6	155.6	155.6
支出	人件費	79.8	91.1	102.5	103.6	104.9	106.2
	教育費	4.3	9.8	12.1	12.1	12.1	12.1
	運営管理費	15.3	15.3	15.3	15.3	15.3	15.3
	借入金返済・予備費等	15.5	15.4	15.2	15.0	14.9	14.7
支出合計		114.9	131.6	145.1	146.0	147.2	148.3
単年度収支差		△17.9	3.6	28.3	9.6	8.4	7.3
収支差累計		△17.9	△14.3	13.9	23.6	32.0	39.2

本シミュレーションの作成にあっては、主に次の事項を見直しした。

①借入金の額は、帯広市による支援が建設年度に一括支援する方法を基本としていることから、医師会自己資金、北海道及び帯広市補助金を除いた額とし、当該借入額に係る元金均等による返済金とした(借り入れ条件は変更していない)。

なお、面積按分により看護師養成所分に相当する金額を計上する。

②平成30年度に検討した運営予算シミュレーションでは11人としていた専任教員の配置数について、開設当初は8人とし、順次、講習受講派遣を経て増員することとし、次のように改めた。

令和5年度:8人+講習受講1人

令和6年度:9人+講習受講1人

令和7年度:10人+講習受講1人

令和8年度:11人

③人件費のうち専任教員等に係る給料、諸手当及び法定福利費は、定期昇給等を勘案し、年2.5%増加を見込んだ。

④収入のうち北海道看護職員養成施設運営支援事業費補助金について、人口10万人対看護職員修業数が全道平均(平成31年1月1,544.9人)以下の第二次保健医療福祉圏(十勝1,322.9人)へ就職した者の割合から適用される就業状況調整率を令和8(20276)年度に反映させた。

⑤第16回臨時総会(令和元年12月開催)決議を経て増額改正されている会費収入額を令和7年度まで臨時財源として充てることとした。

財政収支計画は、引き続き検討を進め、開校後10年の期間を基本に試算・推計を行うが、現時点において、人件費及び諸経費の增高を見込む場合、逐年約120万円程度の収益減が持続して、開設13年度目には単年度収支が収入不足に転じることと予測されることから、借入条件の見直しによる金利負担の減少をはじめ、長期的な視点に立った施設・設備修繕に必要な費用の計画的な引当など、安定的効率的な財政運営の確保策を不斷に検討していく。

なお、財政収支試算のうち2年間分は①保健師助産師看護師養成所の指定申請等に関する指導ガイドラインに定める養成所設置計画書の提出のうち提出書類9「収支予算及び向こう2年間の財政計画書」(様式第2-7)、②私立学校等に係る学校教育法の施行に関する細則第2条に定める専修学校設置認可等計画書のうち8「添付書類」(2)開設後2年間の学校経営計画書及び収支予算書として、それぞれ北海道知事に提出する。

整備基本計画(案)をもとに、教育計画に沿って講義・臨地実習に係る専任教員、外部講師、実習医療機関及び保健医療福祉施設等から、それぞれ「長、補佐及び専任教員の就任承諾書」や「実施施設概要」、「実習施設の承諾書」及び添付書類等の提出を依頼する。

また、施設・設備整備については、実施設計に着手し、平面・断面・部分詳細図、構造詳細図、施工方法等計画書や外構詳細図などを作成して、精度の高い工事諸費の積算を行うほか、教育器具及び模型等について、現有施設の転用や購入計画の検討を行い、「機械器具、標本及び模型の目録」や「図書の目録総括表」等を作成する。

さらに、実施計画等を踏まえて開設時及び開設後の収支予算を含めた財政計画書を作成する。

このほか、指定指導ガイドラインに基づく養成所設置計画書に添付が要求されている整備用地賃貸借契約書や私立学校等に係る学校教育法の施行に関する細則に基づき、専修学校設置認可等計画書に添付が要求されている「飲料水の水質が衛生上無害であることの証明書」等の作成について、関係機関との協議を経て整備する。

以上の内容を網羅的に取りまとめて整備基本計画を最終的に作成するとともに、整備基本計画の内容を踏まえた養成所設置計画書及び専修学校設置認可等計画書を調製して、それ北 海道知事及び北海道十勝総合振興局長に提出する。

それぞれに関する北海道の審査・ヒアリング等と並行して、専任教員の実務者研修を実施するほか、養成所設置計画書に係る審査結果を踏まえて、養成所指定申請書及び専修学校設置認可等申請書を調製して、それ北 海道知事及び北海道十勝総合振興局長に提出するとともに、北海道の承認を経て学生募集業務に着手するほか、准看護師養成課程に係る養成所指定取消申請書及び専修学校廃止認可申請書を提出する。

建設工事等の補助金交付申請準備及び入札公告準備を行い、令和4年度に入り速やかに補助申請や入札公告等建設事業に着手し、建物建築工事による物件引き渡し後は、速やかに設備・備品の備え付けを行い、補助事業報告事務及び施設運営を係る完熟訓練を経て、令和5年3月末には事業を完了し、翌4月1日に開設を実現する。

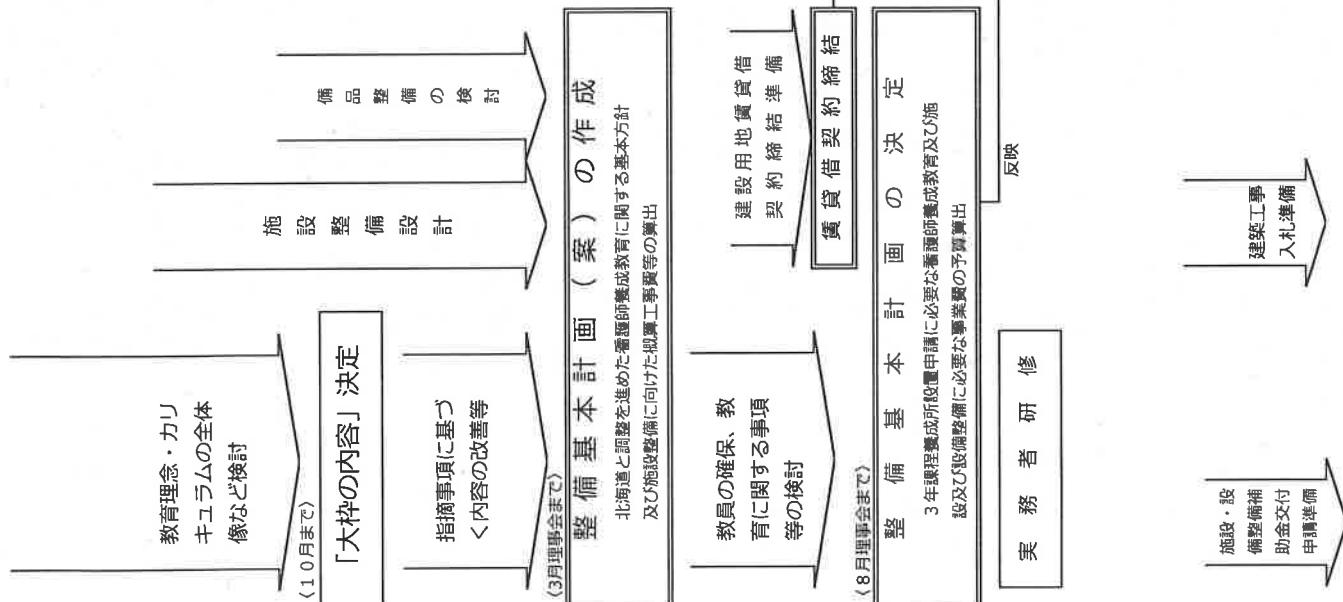
## 整備基本計画及び実施設計、施工等

## 3年課程設置・指定申請

## 専修学校設置認可

## 准看護師課程閉校

第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
2020年 令和2年度				2021年 令和3年度			

「11月以降」  
准看護師課程 2021年度  
新入生募集「12月末まで」  
北海道に「准看護師課程募集  
集中止届」を提出

「6月期生卒業」

「6月期生卒業」

「9月30日まで」  
「准看護師課程振興会長」「専修学校設置認可許  
画書」

を提出

添付  
北海道による審査  
(ヒアリング含め)  
(6ヶ月以上)

「6月期生卒業」

「北海道から「養成所設置計  
画書」審査結果を受理」

